

令和 7 年

総務委員会会議録

と き 令和7年2月26日

品川区議会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年2月26日(水) 午前10時00分～午後1時54分

場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員	委員長	こしば 新	副委員長	新妻 さえ子
	委員	まつざわ 和昌	委員	大倉 たかひろ
	委員	石田 ちひろ	委員	須貝 行宏
	委員	松本 ときひろ	委員	西本 たか子

出席説明員	堀 越 副 区 長	久保田 企画 経営 部長
	崎 村 企 画 課 長	吉岡 政策 推進 担当 課 長
	井添 S D G s 推 進 担 当 課 長	加 島 財 政 課 長
	長 尾 施 設 整 備 課 長	横 田 デ ジ タ ル 推 進 課 長
	西 澤 D X 戦 略 担 当 課 長	佐 藤 経 理 課 長
	吉 野 税 務 課 長 (定額減税調整給付金担当課長兼務)	柏 原 区 長 室 長
	黒 田 新 庁 舎 整 備 担 当 部 長	品 川 広 町 事 業 担 当 部 長
	勝 亦 総 務 課 長 (秘書担当課長兼務)	石 井 コ ン プ ラ イ ア ン ス 推 進 担 当 課 長
	與 那 嶺 戦 略 広 報 課 長	木 村 人 権 ・ ジ ェ ン ダ ー 平 等 推 進 課 長
	宮 尾 人 事 課 長	田 口 人 材 育 成 担 当 課 長
	山 下 新 庁 舎 整 備 課 長	小 林 新 庁 舎 建 設 担 当 課 長
	泉 広 町 事 業 調 整 担 当 課 長	大 串 会 計 管 理 者
	今 井 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 山 監 査 委 員 事 務 局 長
	大 澤 区 議 会 事 務 局 長	

○こしば委員長

ただいまより総務委員会を開会いたします。

本日はお手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他と進めてまいります。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 報告事項

(1) 令和7年度 組織改正（案）について

○こしば委員長

まず、予定表1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)令和7年度 組織改正（案）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○崎村企画課長

それでは、報告事項の（1）令和7年度 組織改正（案）についてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。表の項目ですが、左から組織の「新」、真ん中に「旧」、そして「組織改正の主な理由」を記載しております。

まず、企画経営部でございます。

デジタル推進課につきましては、庁内ネットワークサーバーの運用保守に加えまして、今後、Microsoft 365の導入におけるセキュリティ対策の強化ですとか、新庁舎への移転準備等を円滑かつ効果的に進めるため、情報セキュリティ担当を複数の係長級職員の配置が可能な担当（主査）制へと移行いたします。

税務課につきましては、この間、区の減収額が拡大する中、体験型返礼品の拡充など、ふるさと納税に係る対策を強化するため、新たに専任の係を創設いたします。

次に、区長室でございます。

総務課では、訴訟や審査請求など法的対応力を強化するため、文書係を担当（主査）制へと移行いたします。

戦略広報課につきましては、部局横断的なメディア対応や戦略的な区政情報の発信などを強化するため、新たに報道担当（主査）を創設いたします。

おめくりいただきまして、2ページでございます。子ども未来部でございます。

子ども育成課ですが、放課後の子どもの居場所であるすまいるスクールを所管する係であります放課後サポート担当ですが、令和7年度より、朝の時間帯に子どもたちが安全に過ごせる居場所の設置、いわゆる朝の居場所確保にも取り組むことから、区民により分かりやすい組織とするため、係の名称を「子どもの居場所担当」へと変更いたします。

子ども家庭支援センターにつきましては、母子保健と児童福祉、両機能の一体的な相談支援を行う機関であります子ども家庭センターを令和7年度から設置することに伴いまして、今年度開設準備のため設置をしておりました担当課長および担当の係を廃止いたします。そして、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な調整支援を強化するため、子育て支援連携担当（主査）を新設しまして、併せて管理係を統合することといたします。

子育てサポート担当につきましては、この間のヤングケアラー支援の充実強化を図ってきた経緯を踏

まえまして、新たにヤングケアラーサポート担当を設置し、残る子育てサポート担当の所掌事務につきましましては、子育て支援連携担当に移管・統合することといたします。

また、ひとり親、女性福祉等を含めた一体的な相談支援体制を整備して、児童家庭相談機能の連携を強化するため、子育て応援課のひとり親相談係を子ども家庭支援センターへと移管いたします。

3ページをご覧ください。次に、福祉部でございます。

福祉計画課では、高齢者福祉施設の整備をさらに進めるとともに、効率的・安定的な執行体制を構築し、スケールメリットを図る観点から、指導担当と施設計画担当を統合いたしまして、施設担当を新設することといたします。

障害者支援課につきましては、令和7年度、新たな障害者就労支援施設の開所など、障害者の就労支援をさらに推し進めるため、障害者就労支援担当を新設することといたします。

高齢者福祉課につきましては、恒常的な介護人材不足に対して、区として確保・定着への支援を推進していくため、専任の係を設置することといたします。

健康推進部・品川区保健所でございますが、健康課につきましては、組織的対応の強化と人的資源の効率的な運用など、効率的・安定的な執行体制を構築するため、受動喫煙対策担当と公害補償係を統合いたします。

資料の4ページをご覧ください。次に、都市環境部でございます。

住宅課につきましては、今年度、居住支援に係る取組について、区民により分かりやすい組織とするため、空き家・居住支援担当と名称を変更したところですが、令和7年度より居住支援の総合相談窓口の設置など、居住支援事業をさらに推進することから、その係を居住支援係と空き家対策担当とに分割することといたします。

環境課につきましては、2030年のカーボンハーフ、2050年のゼロカーボンの達成に向けて区として各施策をさらに推進していくため、専任の係を新設することといたします。

次に、防災まちづくり部でございます。

地域交通政策課につきましては、AIオンデマンド交通やグリーンスローモビリティといった新たな交通サービスの実証運行など、地域交通政策をさらに推進するため、地域交通担当を担当（主査）制へと移行し、体制強化を図ってまいります。

防災課につきましては、地域防災計画等の各種計画と、区民向け、また、職員向けの各防災訓練等をより効果的な形で連動させるため、これまで訓練指導を所掌しておりました防災安全・国民保護担当の事務を、計画係、啓発・支援係に移管し、それぞれ担当（主査）制へと移行いたします。

会計管理室ですが、新公会計制度導入から5年以上が経過いたしまして、この間、全事業を対象とした事務事業評価も安定的な実施が図られていることから、平成28年度に設置いたしました新公会計制度担当を廃止いたしまして、係る事務を会計管理係へと移管いたします。

5ページをご覧ください。次に、教育委員会事務局でございます。

学務課につきましては、令和5年度に設置いたしました学事制度担当ですが、今般、学事制度審議会の答申を受けまして、学区域の一部が見直されるなど、係る業務が完了したことから、廃止することといたします。

教育総合支援センターにつきましては、今年度策定いたします品川区教育振興基本計画を踏まえて、教育課程や市民科の検証、また、教育政策全般の検討を組織的に進めるため、教育施策推進担当を新設いたします。

以上、令和7年4月からの区の組織についてご報告をさせていただきました。

係の名称等につきましてははまだ変更の可能性がございますが、基本的にはこちらの案で進めていきたいと考えております。

なお、担当課長の新設等につきましては、今後の管理職の人事異動などとも連動する形で別途決まっておりますので、あらかじめご了承いただければと思います。

最後に、区民への周知についてですが、例年どおり、広報しながわ3月21日号にてお知らせしてまいりたいと考えております。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

○石田（ち）委員

ご説明ありがとうございます。それぞれ新設とか移行とか統合、廃止とあるのですけれども、この改正のために人材が増えるところはどこなのか。新設とかだと増えるのかなというのは分かるのですけれども、そのほかで増えるところはどこなのかというのと、主査と、「制」がつくと何が違うのか、そこも教えていただきたいのと、それぞれ組織改正の主な理由というところは一番右の欄に書いていただいているのですけれども、分かりましたと。では、一体何を具体的にやられるのですかというのをそれぞれお答えいただける範囲で教えていただきたいのですが。

○崎村企画課長

3点ご質問いただきました。

まず、人員が増えるかどうかについては、昨日も定数条例のところでも少しお話がございましたけれども、定数として増えるところというのは、昨日少しお話をさせていただきましたように、例えば税務課の部分ですと、ふるさと納税担当（主査）新設とありますけれども、こちらで人員が増えるですとか、また、文書係を担当（主査）制に変えたところで総務課でも人員を増やすですとか、基本的に新設となっているところについては、新たに係長級が配置されることとなりますので、その分、人員が増えるかなと考えているところでございます。

また、主査制と主査の違いということですが、冒頭のところでも少しお話ししましたが、担当（主査）制になりますと、複数の係長級の配置が可能になるといったところで、その係の業務の中でもさらに分けられるといいますか、例えば冒頭にお話しした情報セキュリティ担当で言えば、現存のセキュリティ対策の強化に加えて、今後、Microsoft 365の導入ですとか新庁舎整備という部分で、新たな業務が発生するというところで、係長級を複数名配置して、その下でそれぞれその係の中の分掌をさらに複数の係長級が分掌して進めていくと。そういったものが担当（主査）制となっているところでございます。

組織改正の主な理由のところ、具体的に何を進めていくのかということですが、全てお話しすると物すごく時間がかかってしまうので、具体的などころだけお話しさせていただきますが、例えばふるさと納税の部分でいえば、今年度も体験型返礼品ですとか、開発という部分を進めておりますし、ふるさと納税の対策を強化というところでは、今後、区民への周知といいますか、50億円以上区民税が減っているという部分を区民にどう理解していただくかというところの周知啓発も強化していく、また、団体応援寄附というのも新たに来年度から取り組んでまいりますので、そういうところを係を新設して進めていきたいといったところです。

また、例えば高齢者福祉課の介護人材確保定着支援担当（主査）というところについても、今年度から新たに手当の支給を区独自で進めておりますけれども、来年度からさらに介護人材の確保に向けて、新たな取組として、例えば外国人の介護人材の確保に向けた取組ですとか、介護人材の確保に向けた住宅支援ですとか、そういったところにも取り組んでいくところがございますので、そういうところを含めて、区として新たな係を新設するといったところで組織改正を行っているところでございます。

○石田（ち）委員

分かりました。では、細かいところは後ほどこちらから伺ってお聞きしたいと思います。ありがとうございます。

○こしば委員長

ほかにご質疑はございますか。

○西本委員

まず、課長職の方が新設することによって多分増えると思うのです。何人から何人に増えるのかをお聞きします。

○崎村企画課長

担当課長については、先ほど一番最後に申し上げましたけれども、今後の管理職の人事異動ですとか、そういったところも含めて担当課長の設置については別途決まっておりますので、今の時点で管理職が何人増えるというのはお答えできないところでございます。

○西本委員

そうすると、例えば情報セキュリティ担当（主査）制という形になっておりますけれども、ここには課長職が必要なわけですね。係長が配置されるようになったということではあるのだけれども、少なくともこの新設というところについては課長職が充てられるよと。だから、それは廃止のところもあるので、それで言うと数的に言うととんとんかもしれないという感じはしますが、そういう考えですよ。

3月21日に区報で発表するということなのですが、こういう形になるよということだと思っております。人の手配とかは入らないと思うのですけれども、人事が確定するのが3月末ではないかなと思うのですが、どんなスケジュール感でいるのかなというのと、去年、組織が大幅に変わったのですよね。それで部から部署になったわけです。それで問題になったのが、分散化してしまうことによって、より縦軸・横軸という形になって、今までは横串を刺すという形の関係性が必要だと。要はその部署だけではできないところがあるので、連携という意味で強化せねばならぬということがあって、部というのもあったと思うのです。

去年から変わった中で特徴的なのは、縦のラインが強くなってきているのではないかなと。横串が、やっていますよというのは分かります。やっていないとは言いませんけれども、分散化してしまうことによって、情報の共有化とか連携という意味でのやりにくさが出てきているのではないかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

それと、情報共有は、政策決定の際にどういうやり方をされているのかなと思うのです。組織とは少しずれるかもしれないのですけれども、例えば区長がこれをやりたいと言ったときに、担当部署があるわけですね。担当部署のほうにこれをやりたいと言っているのだけれどもとかという部分もあると思うし、それで事業化するという方法もあるし、あとは、担当のほうからこういう問題があるからこうやりたいのですけれどもという形でやると思うのです。

両方あると思うのですけれども、最終決定の中でのやり方というのがきちんと共有化されているのかなというのが、最近の出来事では強いのです。要は、私たちの相手は課長レベルなのですよね。時には係長レベルもありますけれども、その話の中で、内部の共有ができているのという、まだ決まっていませぬという声も多いし、だけど、何でこれ、報道担当なのだろうと思って、これは非常に疑問なのですけれども、要は報道が先になってしまっているのです。職員も分からない、ましてや私たちだって全然分からない。だけど決まってしまう、区長があちこちで言うてしまうわけです。

だから、さっき言った疑問としては、情報共有とか事業の決定という流れというのはきちんとしていますかという話なのです。だって、私たちも知らないのですから。いきなり新聞を見て、これやるのね、いつそんな話があったの、内部調査もしていないし、それで担当に聞くと、いや分からないという返事がね。これはあまり言うともた後でその方に迷惑がかかるから、だけど大半がそうだと思いますよ、今やっていることは。

みんな言わないから分からないでしょうけれども、でも、現状からすれば、勝手に動いていて、庁舎の中でとか議会の中でも審議がきちんとできていないのにやってしまう。それで予算を立てられて、いや、このやり方はおかしいのではないかとと言っても、決まりましたからといってやってしまうわけではないですか。職員の人たちはやらざるを得ないですよ、決まってしまったから。お金がなくても、お金を捻出するしかないではないですか。

そこで報道担当が出てくるわけです。何をやっているのですかと私はと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○崎村企画課長

まず、こちらに書いてあります担当主査ですとか担当（主査）制というものは、課長職ではなくて、係長級の配置になりますので、その点ご理解いただければと思います。

また、組織というよりは、質問として、政策決定の在り方といいますか、決定の流れの話かと思えますけれども、委員お話しのように、例えば区長などからこういった事業を検討してもらえないかということをもろに指示いただいて所管で検討することもありますし、所管として今の行政課題に対してどういった施策ができるかということで、ボトムアップ的に施策として上げてくるものももちろんございます。

そういったものを予算編成の過程の中で、ではどういう施策が一番いいのかということ、企画経営部、また、区長・副区長等を含めて決定しているというのが流れとなっておりますので、委員がご懸念のような、情報共有が図られていないですとか、横の連携が図られていないといったことは、特に企画経営部で把握しているところではございません。

また、報道が先になっているというのは、恐らく例えば朝の居場所のお話ですとか、大学生への給付型奨学金の話ですとか、そういったところを区長がお話になって、少し報道が先になって、来年度の予算化されているということ、念頭に置かれてのお話なのかなと思うのですけれども、報道でお話いただいたのは、区長としての思いといいますか、現在の問題意識、こういったことに取り組みたいということをお話しさせていただいたものと捉えておまして、当然この後、予算特別委員会を控えておりますけれども、予算が議会において審議されて、可決されてから事業化されるものと認識しております。

○西本委員

情報の共有化というのは、私が聞いたのは、部から部署になって、やりづらくなっていませんかという話なのです。前は、連携というのを意識して組織改正したのです。連携しやすいようにというのが

あったと思います。それで部という形で、とにかくその部の中でやっていることの共有化を図ろうという、私はそう感じていました。

それが分散化していくということは、やはり責任の所在がはっきりしていることはあると思うのですが、ただ、そうなってくると、隣のことが、協働といっても、意図的に連携するという形をとっていかないとなかなか難しくなってくるので、今の組織の中でやりづらくはなっていませんか。いや、やりづらくはなっていません、いろいろ工夫していますというなら、それはそれでいいと思いますけれども、横串を通すということはやはりぜひやっていただかないと困るので、そこは意識してやっていただきたいと思っております。

それは一つお願いしたいのと、区長の思いというのは、それはありますよ。分かりますよ。だから区長になったわけでしょう。ただ、区の運営というのは違うではないですか。区民の税金で私たちは事業を展開していくわけです。それはスムーズにやっていかなければいけないということはありますよ。運営の状況もきちんとしていないのに、勝手に区長が話をしたら、とんでもないですよ。

議会だって審議もしないのに、勝手に外部に報道されてしまって、私たちは何も知らない状況で騒がれて、どうなっているのだと言われても、いや何も知らないのです、議会に上がってきませんし、委員会でも何も話がありませんけれどもという話ですよ、今の状況は。

いや、思いはいいですよ、それはね。ただ、それが報道になってくると、あたかも決まったという形になってしまうのですよ。そういう報道の仕方ではないですか。

完璧にきちんと運用を決めてから言えと言っているのではないのです。ある程度、こういう考えであって、こういう方向づけとある程度の下打合せはしていますよというのがあればいいですよ。ただ、それもなくやらされるというのは、モチベーションだって下がるし、私たちだって怒りますよ。議会できちんと話もしていないし、予算だって立てていないのに、勝手に言って、予算を立てるときにはきちんと議会の承認を得なければいけないというのは基本ですよ。それもない中で言うてしまうわけです。

だから、この報道担当というのは何のためにあるのですか。それを抑えるためのものですか。何のためにこの報道担当をつくるのですか。お答えください。

○崎村企画課長

まず、委員の、部ですとか部署の分散化というのが何を意味しているのかというのがいまいよく分かってないのですけれども、昨年度の組織改正では、確かに組織条例を改正して、例えば総務部を区長室にするですとか、大規模な組織改正を行いました、例えば部課の構成ですとか係の構成というのは、大きく変えているものではありませんので、特にそれによって分散化につながったですとか連携が図られていないと考えているところではございません。

また、大分組織からは外れてしまいましたけれども、区の運営としてどうかというようなお話、区長のお話のところでもう一つお話がございましたが、繰り返しになりますけれども、お話をいただいて、区長としての問題意識、区としてのもちろん問題意識になりますけれども、課題として何かあるのか、それに対して何ができるのかということをお話しいたいて、それを基に恐らく報道等で知られることになりまして、そこから恐らく問題意識というもの、また、議論が惹起されて、今回、その議論を踏まえて予算計上させていただいているものと認識しております。

戦略広報課の報道担当については、もちろんこれまでも広報広聴担当（主査）の中で、役割として、例えば広報紙ですとか広聴担当、報道担当と分かれていたものを、この間、メディア対応、区長としてのメディアの部分もございまして、区としてどんな施策を行っているのか、どんな施策を行いた

いのかというのを戦略的に発信を強化していく、区としての取組をより多くの方に知っていただくために、報道担当（主査）を新設するといったところでございます。

○西本委員

戦略広報課に名前も変わりました。確かに広報というのは戦略です。戦略を持ってやっていかなければいけないというのは分かります。この報道担当というのは、どういう問題意識があって報道担当ということになったのですか。区長が思いを話しやすいようにするためのものですか。

そうではないと思うのです。品川区がどういう方法でやっていくかということ、調整を図って、みんな知らない中でやられたって困るわけです。いろいろ話されたって。きちんとそこは内部調整ができているのかどうかという判断を踏まえた形での報道担当になってくれればありがたいですよ。今は違いますよね。

いろいろ議論があるかもしれないけれども、私は少なくとも内部で話をしないうちに報道してしまっている、そういうものがいっぱいあります、区長が言っていること。私たちのところに来るのは後ですよ。

それは、議会と両輪だと言っておきながら、議会蔑視ではないのですかということまで私は思っています。きちんと話し合う場があるのに、その話し合う場を設けずにやってしまうということは、区長室できちんとコントロールしなければいけないのではないですか。そのコントロールする場所が報道担当という意味でよろしいですか。それをお答えください。

○久保田企画経営部長

組織のお話から少しずれていろいろとお話が来ますけれども、我々、政策決定をしていく過程で、区長は区長としての立場で、選挙で当選するときの公約等、いろいろありますので、政治家としての面もございまして、そういったところではいろいろマスメディア等に自分の公約等を言うていくということはあります。それが政策決定の中で、我々どもも区政運営会議等も含めまして、きちんと議論をして、財政的な裏づけもとった上で、予算化をして議会にかけていくといったところはこれまでと変わりませんので、我々としましては、議会と行政の両輪ということで、その思いは今もあって、きちんと議会の審議もお願いしていますし、報道につきましても、報道担当が先走って報道しているというものはございませぬので、きちんと区民に知らせるといったこと、また、マスメディアの対応も図っていくという意味で、報道担当を置かせていただいているというものでございます。

○西本委員

最後にもう一度聞きますけれども、報道担当の役割は何ですか。広報広聴担当が担当していたということだと思えるのですけれども、ここに改めて新設する意味は何ですかということをお聞きしたいです。

○久保田企画経営部長

先ほど来、企画課長が話をしていますように、戦略広報課になったということで、報道担当の役割をこれから明確にしていくということで、組織として直したと。報道担当の役割は従前からありましたので、そういったことを明確にしていくといったこと。それと、役割としましては、メディアへの対応は当然でございますけれども、区民の方、また、いろいろな他の自治体等に対しても情報発信をしていくといった役割を担っているものでございます。

○西本委員

この組織改正そのものもそうなのですが、報道担当を新設という形でやっていくということは、本当

に大きな意味があると思っています。やはり自覚してもらいたいのは、現状を、反省ではないですが、見直してほしいです。今の報道の在り方については。

これからこの報道というのはすごく重要で、何もテレビとかそういうものだけではないです。SNSとかYouTubeとか、いろいろなところでの報道が出てきます。捉え方によってプラスになる場合もあるし、マイナスになる場合もあります。ということを見ると、これは非常に慎重にやっていかないといけない部分があるので、新設するのは意味があると私は思っています。だからこそ、現状をきちんと見てください。分かっているはずですが、皆さんは。

なので、そこを職員の方々が納得して仕事をしやすいように、議会蔑視と言われぬように、きちんと対応していただきたいとお願いしたいと思います。

○こしば委員長

ほかにご発言はございませんか。

○須貝委員

まず、この組織改正、頻繁にやっているように思えるのですけれども、1年に一度ということはないと思うのですが、2年に一度ずつ変えているのですか。こういう方針で区は動きますよと。我々にもこうやって報告をされて、区民にも報告をしている。それがこう頻繁に組織改正しなければいけない。悪い言い方をすると、無責任な気がするのです。この方針でやっていきますよということならば、やはり4年ないし5年は実態を見て、この組織改正をしたらこういうふうになりましたということきちんと検証して変えるなら分かるのですけれども、こういうふうに頻繁に変えることに関して、どのように思われておりますか。教えてください。

○崎村企画課長

組織改正については、基本的には毎年度見直しをしております。といいますのも、基本的には行政ニーズがかなり多様化しておりますし、時代の変化も速い中で、行政課題というのかなり複雑化しております。その行政課題に組織としてどう対応していくかという視点、また、体制を強化していくか、また、区民により分かりやすい組織にしていくかということについては、毎年度、来年度の事業ですとか、そういったことを見ながら考えていかなければいけないと考えておりますので、決して年度途中で何回も組織改正をするということではなくて、あくまでも、例えば来年度の予算と連動する、また、来年度の組織体制と連動するような形で、組織名称、組織の体制を考えなければいけないと捉えております。

○須貝委員

今、そのようなご答弁でしたけれども、行政の中にもニーズがあって、スピード化ということは分かります。それで区民にも分かりやすい云々というお話です。でも、実際こういうふうに頻繁に変わっていったら、幾らアピールしたって、理解するのに、例えば我々もよく町会の中で話をしますけれども、また変わったよ、また変わったよというのが皆さんの声です。それを私は聞いてほしいし、恐らく分かっていると思います。また、働いている職員の方も、今度、担当が変わったのだよ、こういう名称に変わったのだよと。それも私は、それぞれの部署で、それぞれの課で働いている人たちにとっても、こんなのでいいのかと思います。その辺についてはどう思いますか。

行政ニーズは分かるけれども、これ、区民が理解するまでには相当時間がかかるのに、いや、1年ごとに変わりますとって、理解できると思われませんか。

○崎村企画課長

お話がありましたように、組織改正をして、さらに翌年度に改正するというようなことになりますと、逆に区民にとって分かりづらいといえますか、どちらの係なのか、どちらの課なのか分かりづらいというのがございます。そういったこともあるので、組織改正は、基本的には所管から要求があって、それを企画経営部で審査といいますか、そして最終的には区長が決定することになりますけれども、そういった組織改正をしたばかりの組織について、さらに組織改正を要求してくるところについてはやはり考えなければいけないと思います。そういった視点で企画経営部としても組織改正を行っているところでございます。

ただ一方で、今回、例えば住宅課については、空き家・居住支援担当というふうに今年新たに名称をつけて係をつくったところではあるのですが、とはいえ、居住支援事業もかなり拡充していく中で、さらに区民に分かりやすく、空き家と居住支援というかなり性格の違うものを今1つの係にしている状態でしたので、それを分割して新たな係にしていくといったところで、何が最適なのかというのは答えがなかなか難しいところではありますけれども、そういった視点を持って企画経営部としては組織改正を行っているところでございます。

○須貝委員

企画経営部長も長くやられているので、副区長も長年、こういう企画、財政に関わっている方がいらっしゃる中で、私はこういう頻繁に変わるということに疑問を感じます。それだけは指摘しておきます。

次に、今回の組織改正で、区民サービスに目が向いているのですかと思うのです。庁内の組織編成など、外部へのアピールを主眼に置いていないのですかと思うのです。例えばふるさと納税担当。これ、外部ですよ。中でいろいろやりようがあるということ、決算特別委員会でも予算特別委員会でも一般質問でも、皆さん質問されていましたが、それぞれやっていくという話で答弁されていた。ここでわざわざふるさと納税というのを出してくる。

それから、報道担当。報道担当って、別にこれ、区民は関係ないではないですか。それをわざわざ報道担当をやりますよ。これは外部へのアピール以外、何物でもないのではないですか。

それから、子どもの居場所担当。これはなくたって、別に今までの係の中でこういう言葉を出さなくたってできるはずだし、ヤングケアラーサポート担当、ヤングケアラーの人数が何千人、何万人といれば話は別ですけども、実際そうではないではないですか。それより、実態を調査して、これからどういふふうに対応していくのだということになっているのに、これも外部へのアピール。

それと、介護人材確保定着支援担当。これも議員がいろいろ区に要望を言っていました。だけど、介護事業に対して、法律の壁があって、なかなか介護労働環境が難しい。あと給与の面もありますけれども、そういうことで言っている中で、わざわざこういうふうに関護人材確保定着支援。これ、国でやるなら分かりますよ。あと、規模は少し小さいけれども、東京都でやるなら分かるけれども、これ、区でやりようがないではないですか。予算もないし。幾ら学校があつたって。

それから、受動喫煙対策。受動喫煙対策なんて、わざわざこんなふうに関外部にアピールする必要はなくて、今までも十分見回り等を行っているわけで、それからゼロカーボン戦略担当。これ、区でやることって限られますよね。実際、民間企業、製鉄所もそうですけれども、どれだけエネルギーを使うか、そういうことを考えたり、民間企業のやることごとく多い中で、何で区でこういう戦略担当をつくるのか不思議でならないのですが、どれを見ても、大半のものは外部へのアピールというふうには見えないのですけれども、その辺についてどう思いますか。

○崎村企画課長

外部へのアピールではないかというご指摘もございましたけれども、基本的に、冒頭申し上げましたように、組織改正というのは、いかに行政課題に係や体制をつくって取り組んでいくかということをお示しするところも含めて行っているところがございます。それをアピールと言われますと、確かにそのとおりなのかもしれませんが、区として、お話いただいたような、例えば介護人材確保定着支援担当というのは、今年度から取組を進めていますけれども、介護人材がかなり不足しているということが言われる中で、区として何ができるのか、何を進めていくのかということをお示しするということの意味でも、組織化して区として取り組んでいくということをお示しているところがございます。

ですので、例えば健康課の部分で、受動喫煙対策の部分にも触れていただきましたけれども、こちらはどちらかと言いますと、組織を統合して効率化・スケールメリットを図るといった部分で、必ずしもそういった新しいことだけではなく、いかに効率化できるか、組織の効率化を図れるかという観点で進めておりますので、ご理解をいただければと思います。

○須貝委員

今ご答弁いただきましたけれども、介護人材確保もそうですが、それぞれ各部署でやっていたよね。やることはやって、アピールもしていたし。そこでやっていたものを、新たに名前を出して、外部にアピールする。新設する必要があるのかなというのは、私は非常に疑問に思います。

今回こういうふうに変えていくなら変えていくということでもいいのですけれども、ただ、来年これでまた変わって、また再来年変わって、やはりそういうのはできればやめてほしいですね。区民にとっても分かりづらいし、我々も分かりづらい。恐らく働いている方も分かりづらいと思いますので、そこは私は、企画経営部のメンツとして、こういうふうにしたのだと思ったら、それは突き進んでほしいですよ。それがまた来年変わった、では何のために企画経営部がいるのですか。いや、こういう方針でやって、いや、毎年いろいろニーズが変わるのです。いや、それはないでしょうと。働く人にも区民にとっても、区民サービスという面からも、私は分かりにくいやり方だと思うので、やはり企画経営部としてしっかり区を指導して行って、いい方向に向くように進めていっていただきたいと思います。

○こしば委員長

ほかにご発言はありますか。

○松本委員

今、組織の話が出ていて、これはきちんと確認しておきたいのですが、外部受けという話が今ずっと出てきていたのですが、ただ、主査制なり係長級が就くというのは、これはその分野を担当する人を新たに係長級とかで就けていくよというところで、極めてこれは内部的に大きな意味があるのではないかと思います。その見解はいかがですか。

○崎村企画課長

今、委員のお話がありましたように、体制の強化というところで、もちろん職員を増やすということもございますけれども、それをしっかりと進捗管理とか事業を課長の指示の下、進めていく係長級を配置して進めていくというのが大きな意味であると考えております。

○松本委員

多分その辺りはしっかりとおっしゃったほうがいいのかなと考えております。組織改正が毎年あるということについて、先ほど須貝委員は消極的なことをおっしゃっていましたが、民間でも毎年組

組織改正をやっている企業なんて幾らでもあって、それはもう企業にもよると思います。昔からの、変化がなくてもいい企業は、ずっと同じ組織体制ですけれども、需要が変わる、市場が変わる、そういう組織は毎年のように、場合によっては期中でも組織改正をするというのはよくある話なのではないかと思えますので、品川区は今そういうことなのだろうということで、それでよろしいのではないかと個人的には思っております。

例えば先ほどから出ているふるさと納税の話であったとしても、これは、今は区議会にいらっしゃいませんけれども、せりざわ元区議がずっと注目されていたところで、本当のところで言ったら税務課から移したほうがいいのかという話をされていたのは、過去の、それこそ総務委員会でもいろいろところで話をされていたことであろうかと思えます。

ここは具体的に聞かないと抽象的になるので、このふるさと納税担当を新たに新設されるということなのですけれども、ここに例えば、それこそ総務委員会の視察とかでもいろいろなところに行き出てきていましたが、外部人材を投入するとか、途中でこれまでマーケティングとかをやられていたような方を採用するとか、こういうお考えは今回の組織改正の中であるのでしょうか。今日お答えできる範囲でお願いできればと思います。

○崎村企画課長

現在、ふるさと納税担当（主査）のところ、外部人材の活用と、外部人材を採用して、その人に行っていただくということまでは考えておりませんが、来年度の予算の提案をさせていただく中で、ふるさと納税の新たな取組として、成果報酬型の委託というのも考えているところで、それは専門的な知見を持った事業者に、ふるさと納税の返礼品の開発、掘り起こし等をお願いして、それ区としての返礼品として行って、ふるさと納税の収入を増やしていくといったような取組についても考えているところでございます。

○松本委員

ありがとうございます。ふるさと納税なんか、返礼品はかなり今増やしていて、JALにいろいろと頼んだりということもあって、間違いなく過去と比べると仕事の量は増えているのだろうなと思えます。報道担当も、品川区、かなり注目されることが増えていて、そういうところに対してきちんと担当を置いて対応していくということは、それはそれであるところだと思います。

何かしら要望することがあるとすると、今のようなやり取りで出てきたことというのは、例えばふるさと納税でこれから成果報酬、成果の話とかというのは、それが出てくると、よりこの新設の必要性があるのだろうなということが我々もはっきりと分かってくるので、業務が増えたというところの説明の中で、さらにこういう新たな取組をしようと思っているとか、こういう現状の変更、変化があるからこういうところが必要になってきたのだというところをより詳しくご説明いただくと、よりよいのかなと思ったところです。

以上、希望というか、お願いでございます。

○こしば委員長

ほかにご発言はありますか。

○大倉委員

今いろいろお話を伺っていて、今回、組織改正でいろいろと新しいところができるというところでは、先ほど来お話があるとおりの、区民ニーズに迅速に対応するというところでは、短期的な部分の対応というところなのかなと思っているので、その辺の確認と、長期的に見ると、課とかというところではそん

なに大きく今回変わっているところがないというところでは、そういう認識でいいのかというところ。また、こういった新しいところができるところへの課題とか、そういう捉え方をどのようにさせているのか。何個かあるかと思うのですが、モチベーションとか、組織が新設されたときの、対応は必要だけれども、人材が適切な配置になるのかとか、迅速な対応に新しい組織でどこまでできるのかとか、効率化とかスケールメリットというお話もありましたけれども、その辺の課題だったり、これから目指すべきところを教えていただければと思います。

○崎村企画課長

今回の組織改正については、冒頭申し上げましたけれども、喫緊の行政課題にいかにして組織的に対応していくかという観点でこの組織改正を行っているところでございます、もちろん課題について、短期的に解決できるものもあれば、例えば環境課のゼロカーボン戦略担当については、2050年までにいかにしてゼロカーボンを達成するかという、かなり中長期的に取り組まなければいけないというところもございますので、その時々々の行政課題に応じて、どういった組織がよいのかというところを考えていかなければいけない、また、その課題が解決した後に、ではその組織をどうするのかというところについても考えていかなければいけないというのが大きな課題かなと考えております。

また、委員からお話がありましたように、やはり職員、人材という部分も限られておりますので、それをどう振り向けるか、組織がかなり増えることによって、当然、人員といえますか、配置が必要になってまいりますので、今回の組織改正でも幾つか係を統合してスケールメリットをとるところも行ってまいりますので、そういったところでも人員と組織というものをセットで考えていかなければいけないのかなというのは課題として持っているところがございます。

○大倉委員

分かりました。そうすると、そうした課題に対してはしっかりと対応していくということだと思います。

そうすると、新しい組織ができると、なぜその組織を立ち上げて、区長の思いとかというお話も先ほどありましたけれども、しっかりとそこを、どういう思いでこういうのを立ち上げたのかという理解を職員の方にしっかりしていただくことが必要だと思いますので、そういったところの認識をどのようにされているかというところについて教えてください。

あと、名前については、今、外向けの発信ではないかというお話もありましたけれども、分かりやすい名前というのが一昔前の行政の課題だったかなという認識もして、分かりやすい名前のほうがより区民への周知や、こういうところがあるから相談してみようというところにはつながるのかなと思っているのですが、その名前について、こういったところを意識して変えていますかという、何か工夫とか思いとかがあれば教えてください。

○崎村企画課長

所管の認識をどう意識づけるかという部分につきましては、須貝委員のところでも少しお話ししましたが、基本的には所管課が今の課題に対してどういう組織が最も適切か、効率的かというところを所管でまずは考えていただいて上げていただいておりますので、そういった所管における問題意識というものを、所管課長を含めて、課の係員等に浸透させていくというのが一番大きなところかなと考えております。

2点目の分かりやすい名前、これはかなり難しいといえますか、いかにして区民にこの係がどういう業務を行っているのかというのを、ひと目見て、聞いて分かる組織というのはなかなか難しいところで

ございますけれども、今回、そういった観点で、例えば放課後サポート担当を子どもの居場所担当と改めたりですとか、子育てサポート担当でやっていたヤングケアラーの業務を特出ししまして新たな係を設置するとか、区民に分かりやすいという観点は持ちつつ、どういう名称が適切なのかというのは、他自治体等も含めて、引き続き検討・研究していかなければいけない課題だと認識しております。

○大倉委員

分かりました。そういう名前についても、いろいろ他自治体の例を見ながら、分かりやすくということと工夫されているということが分かりました。

あと、各担当で課題の洗い出しをどうしていくかということもやって、そうすると、各担当で、今、区長が掲げているようなウェルビーイングだったり、大きな目標に向けてどういうことをこの課で区民のニーズをしっかりと受け止めながら対処していくかということをしっかり進めている中で、組織改正が今こうやって毎年毎年、いろいろな状況に応じて進んでいるということの認識でいいですか。

○崎村企画課長

委員のご認識で合っています。

○こしば委員長

ほかにご発言は。

○新妻副委員長

ご説明ありがとうございます。今回の改正を見て、大きな部であったり課の変更はなく、それぞれの課の中での課題がある中で、それがこういう形になってきたのかなと受け止めていますし、今回新設される部分と廃止する部分と、品川区が次年度しっかり力を入れていきたいというところがここに表れているのかなと受け止めています。

先ほど、これは課の中から課題としてこういうところが必要だということが上がってきて、ボトムアップで上がってくる、また一方で、トップダウンとして、区長側からですかね、そういうことを提案してこの形になってくるというのがありましたけれども、そこら辺、どれぐらいのスパンでこういうことが考えられていくのか。こういう新たな体制になるに当たっては、適材適所な人の配置が求められると思いますし、専門の係ができるということになれば、余計にそういう専門知識がある方をそこに配置していくことが求められてくると思うのですが、4月には新たな職員が入ってくると思うのですが、そこら辺も含めたそういう考え方というのが、どういう段階からどういうところで検討されているのかという、その流れを教えてくださいたいと思います。

○崎村企画課長

まず、検討のタイミングといいますか、スパンなのですけれども、基本的には予算編成と連動する形で、併せて組織改正についても検討していく流れとなっております。

一方で、課題としては、今副委員長のお話がありましたように、組織をつくることによって体制を強化するという部分で、ではそれに合わせて人が確保できるかといいますと、職員の採用についてはまた少しずれて進んでいるところがございますので、幾ら体制の強化を図っていききたいといっても、なかなか今、職員の採用というの難しい状況がございますので、特に専門人材、技術職等については確保が難しいという部分がありますので、そういった部分をいかに加味しながら組織を考えていくのかということも大きな課題かなと考えています。

また、さらに専門人材といいますと、例えばいろいろと優位な資格を持っている方を任期付職員で採用するというのもございますけれども、それはまた別で、多分任期付職員の採用に合わせた組織を考

えていくということは行っているところでございますので、そちらについては、職員の採用と併せて、組織については設置と申しますか、創設ができていかなど考えているところでございます。

○新妻副委員長

ありがとうございます。例えば職員の方も、業務をやっていく中で、必要だなという資格とか研修とか、そういうことが出てくることもあるかと思えます。区民にサービスを提供するに当たってはこのことをもう少し深掘りしなければいけないなという、また、研修制度も様々あるかと思えますけれども、そういう体制もまた強化をしていただきながら、やはり私たちもご相談するときに、専門的なことを求めてしまいがちになっていくというか、そういうこともあるので、やはり生活をしていく上では、行政が、区役所がどういうサービスをしてきているのかということが一番区民が頼りたいところでありますので、求めることが少し大きくなってしまいうということもあるのですけれども、そういう適材適所の人材配置という視点では、人事課とも連携をしていただきながら、そういう必要な部分の研修、また、資格を取るなりの、そういう職員に対するフォローアップもぜひ連動してやっていただきながら進めていただきたいなということを要望させていただきますが、もし何かありましたら、いただければと思います。

○宮尾人事課長

今、委員から適材適所というお話がございました。私どもも毎年、翌年度の4月1日に向けた人事異動を行うに当たりまして、全部課長にヒアリングをさせていただいて、来年度に想定される新たなテーマ、それから求められる職員像、こういったものをしっかりとお聞きして、もちろん100%お応えできかねる部分もありますけれども、こういったことが次年度に求められてくるのか、こういうところはしっかりお聞きして、それに適した人材を配置できるよう努めているところです。

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 令和7年度都区財政調整について

○こしば委員長

次に、(2)令和7年度都区財政調整についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○加島財政課長

それでは私から、お手元の資料に基づきまして、令和7年度都区財政調整方針、それから令和6年度都区財政調整再調整方針についてご説明をさせていただきます。

初めに、1ページでございます。こちらにつきまして、昨年の冬から都区で協議を続けまして、2月3日の都区協議会にて合意が成立したもので、その内容につきご報告を申し上げます。

初めに、令和7年度都区財政調整方針で、「第一 都区間の配分割合等の変更」についてですが、中段辺りをご覧ください。特別区の配分割合を55.1%から56%に変更いたします。併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を5%から6%とすることで、都区で合意に至ったものでございます。こちらの変更につきましては、首都直下地震等に対する備えを充実させていくとともに、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を引き続き円滑に進めていくことを踏まえたものであり、都区が東京の未来を共に創り上げるための合意としております。

「第二 基準財政収入額」についてですが、1番です。こちらは、各特別区の財政力を合理的に測定

する趣旨を踏まえ、実績に基づく標準算定を行うというもので、過去3年の実績に基づいて合理的に測定いたします。2番、算定に当たりますは、社会経済および税制改正の動向、国税の状況等を考慮しつつ、標準徴収率等により算定いたします。

「第三 基準財政需要額」ですけれども、1番、特別区が等しく行うべき事務を遂行することができるよう、合理的かつ適正な方法により標準算定を行います。2番、特別区における行財政の実態を踏まえまして、算定方法を見直すとともに、各測定単位における数値の増減、国・都の方針による増減等を見込むものでございます。こちらは毎年度見直しを行っております。

「第四 今後の措置」ですけれども、都および特別区ならびに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例案および予算案を令和7年第1回東京都議会定例会に付議いたしまして、都議会において審議がなされます。2番、区別の算定につきましては、令和7年度測定単位の数値を確認いたしまして、令和7年8月頃に当初算定として総務委員会にご報告を申し上げる予定でございます。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。令和7年度都区財政調整の概要についてご説明いたします。

「1 交付金の総額」の(1)調整税等についてですが、こちらが2兆3,115億円で、前年度比5.6%増となっております。(2)交付金の総額ですが、1兆2,983億円で、こちら6.8%の増となり、これが特別区に配分される交付金の総額になります。なお、(1)と比較いたしまして(2)の増の割合が高いことにつきましては、特別区の配分マニュアルの変更等による影響になります。

「2 基準財政収入額」につきましては、1兆5,097億円、9.2%の増でございます。

「3 基準財政需要額」につきましては、2兆7,301億円、7.6%の増となっております。

その下ですけれども、需要額の新規算定等の主な項目について記載しております。新規算定といたしましては、能登半島地震を踏まえた災害対応力強化経費、学校給食費保護者負担軽減事業費、予防接種費(新型コロナウイルス)など、26項目が新規算定されております。算定改善等につきましては、子ども医療費助成事業費、また、勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価見直しなどがございまして、こちら合わせて34項目でございます。その他といたしましては、公共施設改築工事費の臨時的算定、1項目でございます。

「4 普通交付金所要額」ですけれども、こちらが1兆2,204億円、5.6%の増で、(2)でご説明いたしました普通交付金の額と合致するものでございます。

おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。令和7年度都区財政調整のフレームでございます。こちらは先ほどご説明いたしました数値の詳細となっているものでございます。

おめくりいただきまして、4ページ、それから次の5ページにつきましては、令和7年度都区財政調整において、新規算定をする項目、また、改善する項目等の一覧でございます。先ほど2ページで主な項目についてご説明いたしましたが、それ以外の項目につきましてもこちらに記載しているものでございます。

6ページをご覧ください。令和6年度都区財政調整再調整方針でございます。令和6年度都区財政調整決定方針に基づきまして8月に当初算定を行いました後、調整税等の動向を踏まえ、再調整を行うものでございます。

「第一 交付金の総額」ですが、令和6年度東京都一般会計予算において、調整税等が増額補正されることに伴い、交付金の総額を増額するものでございます。

「第二 基準財政需要額」についてですが、交付金総額の増額に伴い、その下に記載の14項目につ

いて、追加算定を行うものでございます。追加算定の主なものとしたしましては、1、公共施設LED灯切替事業費や、5～8にございます予防接種にかかる経費、また、その下の10、学校給食費保護者負担軽減事業費などがございます。

「第三 今後の措置」ですが、令和6年度都区財政調整の再調整に関しまして、令和7年東京都議会第1回定例会に条例改正案、補正予算案を付議いたしまして、都議会で審議の後、改正条例の公布、補正予算の成立を待って、区別の算定を行うものでございます。

最後に7ページをご覧ください。再調整の概要でございます。当初算定時の残額といたしましては、1の(1)294億円がでございます。その後、調整税の徴収により普通交付金が417億円の増となり、再調整の金額は合わせまして711億円となります。

このうち、その下の(1)普通交付金所要額が701億円で、各項目への再調整の内容は下に記載のとおりでございます。先ほどご説明したものでございます。

(2)特別交付金への加算については10億円。

これを踏まえて、再調整後の交付金の総額は1兆2,599億円で、普通交付金1兆1,959億円、特別交付金が640億円となるものでございます。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○西本委員

この資料なのですが、東京都がつくったものですか。それとも品川区が独自でつくったものでしょうか。まずその確認です。

○加島財政課長

こちらは品川区がつくったものではなく、2月3日に都区協議会のほうで配分割合の変更が発表された際に使われた資料を持ち合わせて使わせていただいております。

○西本委員

2月3日に合意が成立したのではということで今回報告になっているのですが、多分区長会とかの中では大分いろいろと議論されていたと思うのです。だから、中身についてはかなり前から出ている項目なのではないかなと。特に4ページの新規算定、それから2の算定改善等という形で、この項目なのですが、区長会等での要望等を含めると、大分前からこれは議論されていたのではないかなと思うのですが、そのタイミング的なところを知りたいので教えていただきたいのと、それから1ページ目、特別区の配分割合が、55.1%が56%になった理由。それと特別交付金割合を6%。これは前回5%だったと思うのです。それが6%になった理由について。

23区の中ではもっと割合を変えるべき、例えば2%ぐらいにして、自由に使えるお金を増やすという方向で要求されている自治体もあると思うのです。だけど今回は増やしたという、減らすという意見もあったと思うのですが、増やしたというのにはいろいろ経緯があると思うのですが、それについてお聞かせください。

○加島財政課長

まず、配分マニュアルの変更に至るまでの経緯ということですが、8月、当初算定をご説明申し上げたときに少し触れましたけれども、各特別区のブロック単位で新規算定したい項目、充実させたい項目があるかということで意見を出し合います。そこで意見が一致した項目について、今度は特別区全体で

たたきます。たたき上げた案を基に、都区財政調整協議会、幹事会等で協議を行います。それは区側と都側の協議になります。こちらにつきましては、令和6年の冬から協議を行いまして、令和7年1月まで協議を行っております。

そこで一定の合意となった内容を区長会等に報告申し上げまして、都区財政調整協議会の上位の会議体である都区協議会からの報告発表という形をもって、2月3日に合意を発表させていただいたものでございます。それをもって私どもも、こういった新規算定の項目ですとか、令和7年度のフレームについて、2月の総務委員会に例年報告をさせていただいているものでございます。

それから55.1%が56%に変更になった理由ということですが、1ページ目の合意文書をご覧になりながらお聞きいただければと思うのですが、こちらに3つほど、合意に至るまでのエッセンスが散りばめられてございます。

まず、東京都は広域的な事務を担うこと、特別区につきましては住民を身近なサービスで支えることで、東京の持続的な発展を実現していくため、今後も都区の協力・連携を一層進めていきたいと思います。それから首都直下地震に対する備えを充実させていく必要があること。3つ目といたしましては、児童相談所。この運営に関しまして、都区の連携・協力、引き続き円滑に進めていく必要があることから、55.1%から0.9%の変更希望をもって、今回、56%で合意したものでございます。

それから、特別交付金が5%から6%になったということですが、こちらにつきましては、東京都から配分マニュアルの変更、55.1%を56%にするに当たって、特別交付金の割合もまた5%から6%にすること、この2つをセットで都側が提案してまいりました。

区側といたしましては、委員ご主張のとおり、特別交付金の割合については引き下げる主張でございます。ただ、今回につきましては、都側がどうしても譲らなかった、強く主張されたこと、それから特別区といたしましては、児童相談所の設置に伴う配分割合の変更を優先すべきとして、今回、区長会においてもこちらの配分割合の変更を認めるという意見に至ったものでございます。

○西本委員

ありがとうございます。

1つ目のほうなのですが、去年の8月にブロック会議があつて、それである程度まとまってきた。まとめたものを全体でまとめて、幹事長会にまとめてそれを提出するという流れだということなのです。

そうすると、多分品川区の令和7年度の予算を立てるときに、4ページ目のところをかなり意識した形になると思うのです。要は東京都の予算がどれだけ来るだろうという予測の下、では品川区は何をやるかという形だと思うのです。何を言いたいかというと、それはそれでいいのです。悪くはないのです。それは当たり前の話なのです。

でも、それをしたときに、以前から比べると、品川区独自のというのが少なくなっているような気がしてならないのです。品川区独自で教育改革をやりました。いろいろやりましたよ。でも、最近の事業の展開というのは、どうも東京都の横滑りというか、そういうのが多いなど。悪くはないけれども、品川区独自のところでは、そういう意気込みも含めて、下がってきているのではないかなと感じているのです。

ということは、これはこれとしてやるけれども、例えば算定改善等のところに環境施策推進費（低炭素型社会推進費）というのがあつて、さっきの組織改正なんかもあると、ゼロカーボン戦略担当が出てくるわけです。

別にいいのだけれども、品川区独自のというのがどれだけあるのかなど。こういう都区間のやり取りを考えると、どうもそれが薄れているような感じがしてならないのです。なので、決して悪いとは言わないけれども、もう少し品川区独自のものがあってもいいのではないかなというふうにつながります。それは私の意見として言わせていただきます。

そして、次の配分割合と交付金の割合。これ、要は条件付きですよ。56%にするから6%にせよというね。東京都はそういうことをやるのだなと今さらながら感じたのですけれども、本来は品川区独自で使えるお金がたくさんあったほうがいいわけですよ。それが、いやいや、そうではないという、ここに締め付けがあるのだなと、具体的な数字を見て実態が分かったなと思うのですけれども、これに関しては、今後、区長会とか、品川区としての考え方はどうなのですか。これ、はいはい、分かりましたとなるのか、今後、これから品川区は品川区独自、基礎自治体と言われる中で、各自治体の独自性というものもやはり言っていかなければいけないと思いますけれども、その動きはどうなりますか。考え方を聞かせください。

○加島財政課長

最初の算定項目云々、区の独自性云々というところはご意見というところでしたけれども、例えば給食費の無償化につきましては、23区でも品川区は最初のほうに始めまして、今やと令和7年度都区財政調整、それから令和6年度の再調整によって、学校給食費の負担軽減というのが財調の算定項目に入ってきています。こちら、都補助を歳入しておりますけれども、その補助裏分について、今回、財調算定がなされていくようになります。そういった動きにつきましては、特別区が先進的に行ってきたことが、財調算定が後からついてきた結果なのかなと思っております。

それから教育のほうにつきましても、今度、予算案のほうで審議をいただくこととなりますけれども、固有教員の増員ですとか、それに伴う市民科の充実・検討に関する予算などを計上しておりますので、ぜひそこら辺にもご注目いただければと考えているところでございます。

それから配分割合、特別交付金の引上げというところにつきましては、正直、こちらもじくじたる思いはございます。正直、苦渋の決断という形でございます。ただ、そこで、はいはい、分かりましたということで引き下がったわけでは決してございません。今回5%から6%になるに当たって、普通交付金ではない当初特別交付金というルールが明確に見えない交付金の中での算定が行われますので、来年度1年間かけまして、特別区と都側とでルールづくりを早急に行うように提案しているところで、都側からも合意はいただいているところでございます。

○西本委員

ありがとうございます。ルールづくりがこれからできるということなので、大前進かなと。今までないですからね。なかなか特区間の協議がなされていないというところでは、少し動いてきたかなと期待したいなと思っております。どういうルールができたのかというのは、また報告があると思いますので、お願いいたします。

そして、給食費の無償化。いいのですよ。それは算定されて、東京都の補助金が出て、財調の中に入ってくるというのはいいのですよ。いいのですけれども、これは私の意見です、給食費の無償化を品川区がやりました、では23区、東京都がどういう動きになったかという、みんなやり出したのです。それをよしとする部分もちろんあります。でも、お金がなくてやりたくないのだよ、だけど、ほかのところはやっているからやらざるを得ないのだよという自治体も出ているのです。だから、ほかの自治体はどこかを削っているのです。財政が潤沢にないところは、みんながやっているからやらざるを得な

い、ではほかの福祉的なところを削らなければいけないという、それは品川区でないから関係ないよと言われればそれまでかもしれない。だけど、東京都、特に23区の中で先行的にやって、それが恒常的になって、補助金という流れは間違いではないのでしょうか。だけれども、ほかのところには影響がある。ただ、それを選択したのはその自治体だから私たちは関係ないということはあると思うのです。けれど、先行してやるということの意味を、品川区だけがいいのではないわけです。23区は23区の中でやはりみんな、できればウィン・ウィンでやっていきたいですよね。恨み節を言っている自治体、あると思いますよ。品川区が先にやってしまったから、やらざるを得ないよねと。

片や国が動いているのです。当時から国が動いていたのです。遅くなったかもしれませんが。ただ、品川区がやったことによって、東京都の算定に入って、だから国としてはやりやすくなったのかもしれない。そういう効果はあると思いますけれども、どっちのほうに重きを置くかということだと思いますが、これは意見なのでご返答をいただくつもりはないのですけれども、品川区が先行するというのは、大きな意味として考えたときに、全部いいとは限らないです。迷惑だということもあります。それを踏まえてやるべきことをやるということにしていきたいなと、私は意見として持っています。

それと、先ほどほかの事業もしてくださいと。私、教育一つにしても、もっと品川区独自でやろうとしているところに注力をして、それこそプレス発表すればいいのですよ。それはしていないでしょう。入っていないのですよ。だから、何でも無償化というばかりに目がついてしまったりするわけなのです。もっといいことをやっているのに、ということなのです。

これは表現の仕方によって大分変わってくるかと思いますが、きちんと品川区独自でやっていることというのは主張していただきたいなと、これは意見ですので、もしも、いや、そんなことありませんというのであれば、それは意見をいただきますけれども。

○こしば委員長

ほかにご発言はございますか。

○須貝委員

一言だけ。今回、特別区の配分割合が56%になって、品川区でも、23区全部そうでしょうけれども、区長はじめ、職員の方がご努力をされて、それがこういうふうになんか少しずつ実ってきたということで、今回、驚いた次第です。

今後も、やはり区は区で、品川区は41万人の区民を守って、生活基盤を維持していかなければいけないということを考えると、配分割合はもっと多いに越したことはないのですが、東京都がこういうふうな、児童相談所もありますけれども、配分割合を増やしたことは本当に驚いたということは申し上げておきたいと思います。

それと、繰り返しますけれども、区長をはじめ、職員の皆さんのご努力に感謝いたします。

○こしば委員長

ほかにご発言はありますか。

○石田（ち）委員

今、配分割合で56%、特別交付金で6%ということで、じくじたる思いでというご答弁があったのですけれども、これが、これからルールづくりもあるということですからけれども、下がることというのはもうないというものなのか、そこを伺いたいと思います。

○加島財政課長

過去に何度か配分割合の変更は行われました。直近の変更では、令和2年度に児童相談所設置に伴う

特例的対応ということで、55.1%になりました。そのとき、東京都が特例的な対応ということで0.1%の引下げを試みたときもございましたけれども、今回の56%の変更につきましては、特例的な対応ではございません。

もしここについて引下げの動きがあるようであれば、これは特別区一丸となって当局に訴えていかなければいけないと考えております。

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 専決処分の報告について（報告第2号）

(4) 専決処分の報告について（報告第3号）

○こしば委員長

次に、(3)専決処分の報告について（報告第2号）および(4)専決処分の報告について（報告第3号）を一括議題に供します。

これら2件は関連する内容として一括して報告を受け、その後、質疑を行います。

それでは、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは私から、契約に関するご報告をいたします。本日ご報告する案件のうち、(3)から(7)までは、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づきまして、同条第2項の規定によりご報告するものです。

それでは、報告事項(3)および(4)、報告第2号および第3号は、同じ施設の工事に係る契約金額の変更に関する専決処分ですので、一括してご報告いたします。

資料は2ページをご覧ください。報告事項(3)報告第2号、浜川小学校校舎・幼稚園園舎改築その他工事請負契約の変更に係る専決処分の報告です。契約の相手方は、ナカノフドー・仲岡・ライフシステム建設共同企業体。代表者、株式会社ナカノフドー建設代表取締役社長、飯塚隆氏です。

3ページをご覧ください。「5.変更概要」、変更金額の当初の契約ですが、令和2年第2回定例会で議決を受けた金額が58億1,130万円で、第2回変更とあるところは、5%以内であったため、専決処分をし、直近の定例会にご報告しております。第3回変更で、当初の契約金額の5%を超えたため、令和5年第4回定例会で改めて議決をいただいたところです。今回の変更後の金額は61億5,429万1,000円で、2,340万8,000円、約0.38%の増額です。

次に、変更概要ですが、工期内の賃金または物価の急激な変動に対応し、工事請負契約条項に規定するインフレスライド条項の適用および既存校舎屋上防水のアスベスト撤去の追加などによるものです。変更にあたりましては、令和6年12月26日付で区長の専決処分としたものです。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。報告事項(4)報告第3号、浜川小学校校舎・幼稚園園舎改築その他電気設備工事請負契約の変更に係る専決処分の報告です。

契約の相手方は三英・マスミ建設共同企業体。代表者、三英電業株式会社代表取締役、大場雄介氏です。

5ページをご覧ください。「5.変更概要」、変更金額の当初の契約ですが、令和2年第2回定例会で議決を受けた金額が8億8,000万円。今回の変更後の金額は8億8,351万2,630円で、351万2,630円、約0.40%の増額です。

次に、変更概要ですが、工期内の賃金または物価の急激な変更に対応し、工事請負契約条項に規定するインフレスライド条項の適用によるものです。変更に当たりましては、令和6年12月26日付で区長の専決処分としたものです。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○西本委員

まず、浜川小学校の工事のほうなのですけれども、3ページの変更概要というのがある、インフレスライドは分かりました。こういう形で上げなければならない、それは分かりました。その下の2期既存校舎というのがあります。これ、追加となっているのです。2期だから、工事はもう終わっていますよね。

こういう場合、もう工事してから足りなくなりました、だから上げてくださいということなのか、いや、これから工事をやるに当たり、算定したら足りないのでも上げてくださいということなのか、こういうのはどっちなのですか。それを教えてください。

それから、浜川小学校は、幼稚園が隣接をしているので、浜川幼稚園は廃園するのではなかったでしたか。たしか予定に入っていますよね。

見ると、浜川小学校・幼稚園というすごく大きい看板が立っているのですよね。いや、いいのですよ。私は廃園希望ではないので。

でも、廃園となっているにもかかわらず工事をしている、インフレスライド条項でプラス追加が出てきて、実は廃園になりました、改築工事が必要で修正しなければなりません、また工事が入ってしまうのかなど。ここはどういうふうになっていますか。教えてください。

○佐藤経理課長

2点ご質問いただいたかと思えます。

1つ目は、工事概要のところですね、撤去工事の追加というところですが、今回追加したところというのは、2期工事の中で行う屋上防水のアスベスト撤去というところとして、こちらはアスベストの含有建材について、再度調査をしたところ、処分が必要になったというところで、もともと全体の工事は予定していたのですが、その部分について新たに経費が必要になったというところで、経費の増分が生じたというところであります。

もう1点、工事の件名のところかなと思えますけれども、こちらについては、当初、令和2年に契約した工事名で引き続き、基本的にはやっていますので、その後、建物についてどうするかというところはまた別途というところになるかなと思えますので、今回ですと契約の変更については、元の契約名で引き続きやっていくというところで整理しております。

○西本委員

契約の名前は分かりますけれども、現に今、浜川小学校の校舎に、浜川小学校・幼稚園と書いてあるのです。それで、廃園というふうになったのは令和4年ぐらい、あったと思います。廃園という方向で発表になっていたと思います。だけど、人数がいるので廃園できない状況だというのが現状だと思います。

だけど、いずれ廃園すると言っているのだったら、またプラスアルファかかりますよね。そうしたら、またこれに、変更しますのでプラスアルファかかる可能性があるということなのですか。いや、まだ決

まっていますからそれは白紙ですというのだったらまた別かもしれませんけれども、区はもう発表してしまっているのです。そういうのは計算しているはずですよ、時期的にも。いかがですか。

○こしば委員長

所管外になってくるので、答えられる範囲で。

○西本委員

でも、これ予算ですから。契約金の問題なので。分かっている範囲でいいから、言ってください。

○佐藤経理課長

今回の工事は、浜川小学校・幼稚園という範囲で改築工事をするというところですよ。建物としては、老朽化等に伴って改築が必要だということで行っているところですよ、その後、幼稚園をどうするかということについては、所管で検討するところだとは思いますがけれども、いずれにしても建物としては、どういう用途に使うにしても、安全性の確保ということでは重要になろうかと思っております、もとの契約の趣旨に従って行っていくことになろうかと思っております。

○西本委員

これはお金の問題です、今やっているのは。総務委員会で契約の内容をやっているわけでしょう、今、だって、浜川幼稚園は廃園と言っているのではないですか。廃園というふうに報告しているはずでしょう。そうしたら、途中で変えなければいけないのではないですか。

今、変えていない、変える予定がないのだったら、白紙ということでもあるのではないのですか。そういう計画はないのですかという話です。だって、それに伴って契約が変わるということですよ。幼稚園の仕様から小学校の仕様になっていかなければいけないわけだから、当然そこを改築しなければいけないでしょう。修繕しなければいけないわけではないのですか。それはお金がかかるということですよ。それをどう考えているのですか。

担当でないから知りませんというわけではないと思っておりますよ。お金の問題なので。いかがですか。

○こしば委員長

多分これは運営の話になってきますので。

○西本委員

運営ではない。お金の話です。

○こしば委員長

そうすると、やはり所管外の。

○西本委員

運営ではない。お金の話。

○こしば委員長

お金はお金なのですけれども、細分化したものはやはり、細かいところは文教委員会……。

○西本委員

文教委員会ではない。委員長、いいですか。今、契約の案件をやっているのです。お金の問題です。税金の問題です。区は廃園と言っているのですよ。公表したでしょう。だったら、このままの状況で済まされないとということでしょう。

では、浜川小学校は今後どういう計画がなされるのですか。これだけで済まされませんよねという話ですよ。それはどうなっていますか。

○久保田企画経営部長

浜川幼稚園の閉園の話は、確かに委員もおっしゃるように、ちょっと私の記憶なのですけれども、閉園の決定というか、閉園の検討をするという形で区としての方針を説明させていただいたと記憶しております。それはこれからの検討になりますので、その中で所管課のほうでいろいろと廃止を検討していくものだと思います。時期とかタイミングとかもあるかと思いますが。

今回、この工事契約につきましては、校舎や幼稚園の園舎等の改築等に必要の工事を行っていくというものでございますので、その中で、経理課長からも話がありましたように、安全性の確保等も含めて工事を進めていくといったものでございます。

○西本委員

今のご答弁からすると、未定ということですよ。分からないということですよ。予定は予定だということですよ。決定ということではないということですよ、今の話だと。いいですか、それで。決定ではないという認識でいいですか。発表しているのだからね。予定は予定でも発表してしまっているのです。

城南小学校なんか教室が足りなくなっている部分があるのですよ、新しい学校で。だけど、希望者が多いから、そのままの状況で、学区を変えていく状況になってしまっているのです。だけど、この浜川幼稚園もそういう方向に行っているわけだから、廃園という方向にいつているのだから、計画があつてしかるべきだと思います。これだけ発表してしまっているのですから。

だけど、それはまだ決まっていませんというのだったら、分かりました。まだ決まっていないということで認識したいと思います。これが、何年先か分かりませんが、廃園という形になったら、これは工事がプラスアルファになるのねということで、心しておきたいと思います。

今の段階で理解しましたので、結構です。

○こしば委員長

ほかにご発言はございますか。

○まつざわ委員

例えば今回の工事に関しても、アスベスト撤去が追加になったと。これは、すみません、不勉強というわけじゃなくて、例えば工事でも解体でも、何かするときには調査が入ると思うのです。これはやはり調査をする時点で、アスベストというのは分からないものなのか。はつてみないとそこは分からないのかというのを、まず1個教えてください。

○佐藤経理課長

通常、改築の場合ですと、アスベストの有無については、設計の前で調査をしております。今回については、施工段階で再度調査をした結果、屋上の防水改修のときに、過去に塗り重ねている、その下のほうから2層部分とお聞きしておりますけれども、アスベストの含有が認められたというところで、改めて除去の範囲を拡大したということで、追加の工事が必要になったと聞いております。その上で、改めて周辺の区民の方には説明をして、法にのっとって作業をするということで聞いております。

○まつざわ委員

分かりました。ありがとうございます。

アスベストは危険なものですから、作業員も何もなければ、また周りも何もなければいいと思っています。ありがとうございます。

それと、例えばこういうコンクリートがらの処分の経費が減ったというのは大変すばらしくて、これは逆もしかりで、それこそ穴を掘ってみたら何が出てくるか分からない中で、掘ったら大量にがらがら出

てきた、ごみが出てきたというケースもあると思うのです。

その例えば出た金額というのは、こういう工事契約の変更になっていくのか、インフレスライド条項という言葉の中で、私も悪いなと思ったのですけれども、インフレスライド条項だから上がるのはしようがないかなと思っている私がいるのですが、例えばインフレスライド条項の深い中身というのが分からない部分の中で、がらや余計なものが出たときに、こういった金額の追加というふうにするのか、全然分からないのですけれども、インフレスライド条項というのにこれは一緒になってしまうのか。そこら辺、説明してください。

○佐藤経理課長

変更の内容についてのご質問かと思えます。2つありまして、1つは、インフレスライド条項につきましては、既に決定している設計に基づいて、改めて残りの工事部分について、人件費の増ですとか、あとは工材費の増で必要な部分について、区と業者で調整をして、必要な部分について増額変更するというところがございます。

もう一つは、実際にやる中で、今お話ししたように、アスベストの対応が必要ですか、あるいは逆に、地下から出てきたがらを、今回の減額については、コンクリートを別途リサイクルするめどが立って、その処分経費が減ったということもあまして減額になるというところがございます。そのように、実際に施工段階で必要があれば、例えば増額変更であれば、必要に応じて補正予算を組んだ上で、再度、今回のように変更の議決をいただくという形になりますので、そこはインフレスライドとはまた別途で考えていただければよろしいかと思えます。

○こしば委員長

ほか、ご発言は。

○西本委員

先ほど言ったのですけれども、今のアスベストの状況というところで、2期既存校舎と書いてあるのです。もう校舎は撤去してしまっていますよね。今、校庭を改装しているはずです。

なので、先ほど再検査をして必要になったという表現をしていたと思うのですけれども、既に校舎がないはずなのですが、これはどういう時点でのことを言っているのかなと思っているのですけれども。

既に浜川小学校は旧校舎はないです。これはいつの時点の契約変更とするものなのでしょうか。

○佐藤経理課長

委員ご指摘のように、今、工事自体は2期工事が秋ぐらいから始まって、校舎もなくなって、現段階ではグラウンドの整備が行われているとお聞きしております。今回のアスベストの撤去に関しては、緊急性もあるというところで、工事自体は行ってございまして、先ほど申したがらの撤去分が減ったですとか、あるいは既存の予算等で対応した上で、最後に契約清算といいますか、きちんとやったこと、あるいは、まだ工期はありますけれども、必要なこと、非常に細かいところもあるのですが、そういったところも含めて契約変更が今回出てきたというところで、一番多いところはインフレスライドの増額分であるというご説明になろうかと思えます。

○こしば委員長

ほかにご発言は。

○須貝委員

意見だけなのですけれども、昨日も申し上げましたが、インフレスライド条項ということで、これはそのまま今現在は続けていかなければいけないと思うのですが、インフレが続く限り、インフレスライ

ド条項が適用されるのですが、竣工日、完成する納期が延びれば延びるほど、インフレが続いている限り、何度も何度もインフレスライド条項が適用されていくと思うのです。

民間企業では、建設会社では納期が決まっています、その期間内につくり上げなさいと。それが延びた場合には、ペナルティで工事代金から減額されるという制度を民間は採用している。でも、公共工事というのは、インフレスライド条項があって、さらに期限が延びても何もおとがめがないというのは、やはり民間と格差があり過ぎるのではないかと私は思うので、そういうところは今後、経理課でも考えていただきたいと思います。

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 専決処分の報告について（報告第4号）

○こしば委員長

次に、(5)専決処分の報告について（報告第4号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは続きまして、報告事項（5）報告第4号、契約金額の変更に関する専決処分につきましてご報告いたします。資料は6ページをご覧ください。

本件は、第四日野小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約の変更に係る専決処分の報告です。

契約の相手方は、振興・紫光建設共同企業体。代表者、振興電気株式会社代表取締役社長、門間俊道氏でございます。

7ページをご覧ください。「5. 変更概要」、変更金額の当初の契約ですが、令和3年第2回定例会で議決を受けた当初の金額が7億510万円。今回変更後の金額が7億2,975万2,870円で、2,465万2,870円、約3.50%の増額です。

次に、変更概要ですが、工期内の賃金または物価の急激な変動に対応し、工事請負契約条項に規定するインフレスライド条項の適用によるものです。変更に当たりましては、令和6年12月24日付で区長の専決処分としたものです。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 専決処分の報告について（報告第5号）

(7) 専決処分の報告について（報告第6号）

○こしば委員長

次に、(6)専決処分の報告について（報告第5号）および(7)専決処分の報告について（報告第6号）を一括議題に供します。

これら2件は関連する内容として一括して報告を受け、その後、質疑を行います。

それでは、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、報告事項（６）および（７）、報告第５号および第６号は、同じ施設の工事に関する契約金額の変更に係る専決処分ですので、一括してご報告いたします。資料は８ページをご覧ください。

報告事項（６）報告第５号、城南第二小学校改築機械設備工事請負契約の変更に係る専決処分の報告です。

契約の相手方、横河・不二建設共同企業体。代表者、横河東亜工業株式会社代表取締役、小貫博史氏です。

９ページをご覧ください。「５.変更概要」、変更金額の当初の契約ですが、令和５年第２回定例会で議決を受けた金額が１５億３,１２０万円。今回の変更後の金額が１５億４,３８４万７,０３０円で、１,２６４万７,０３０円、約０.８３%の増額です。

次に、変更概要ですが、工期内の賃金または物価の急激な変動に対応し、工事請負契約条項に規定するインフレスライド条項の適用によるものです。変更に当たりましては、令和６年１２月２６日付で区長の専決処分としております。

続きまして、資料は１０ページをご覧ください。報告事項（７）報告第６号、城南第二小学校改築電気設備工事請負契約の変更に係る専決処分の報告です。

契約の相手方は、振興・紫光建設共同企業体。代表者、振興電気株式会社代表取締役社長、門間俊道氏です。

１１ページ、「５.変更概要」、変更金額の当初の契約ですが、令和５年第２回定例会で議決を受けた金額が８億１,１８０万円。今回の変更後の金額は８億５,１９０万９,９６０円で、４,０１０万９,９６０円、約４.９４%の増額です。

変更概要は、同じくインフレスライド条項の適用によるものです。変更に当たりましては、令和６年１２月２６日付で区長の専決処分としております。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) こみゆにていぶらざ八潮太陽光発電設備新設工事請負契約

○こしば委員長

次に、(8)こみゆにていぶらざ八潮太陽光発電設備新設工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、報告事項（８）こみゆにていぶらざ八潮太陽光発電設備新設工事請負契約についてご説明いたします。

本件は、９,０００万円以上の工事請負契約につき、本委員会にご報告するものです。

資料は１２ページをご覧ください。契約方法は制限付き一般競争入札。入札結果は１３ページの入札

状況調書に記載のとおりです。

12ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億3,970万円。

契約の相手方は、マスミ・中尾建設共同企業体。代表者、株式会社マスミ電設代表取締役、渡部弘太郎氏でございます。

支出科目は、令和6年度一般会計、令和7年度債務負担行為。

工期は令和7年9月30日です。

おめくりいただきまして、14ページ、工事概要書をご覧ください。本工事は、こみゆにていぶらざ八潮に太陽光発電設備を設置するものです。参考に、15ページに建物の案内図と配置図をお示しております。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○石田（ち）委員

今回、太陽光パネルの新設ということで、新設はいいことなのですけれども、このタイミングでしようとなった理由、それとあと、発電容量55キロワット、予定というところで、結構大きくてよかったなと思っているのですけれども、これぐらいだとこみゆにていぶらざの1日の電気使用量を賅うまでにはいかないのですか。どれぐらい賅えるのかというのを伺いたいのと、太陽光パネルそのものは、出始めた当初はちょっと高かったと思うのですけれども、今は下がってきているのですか。単価というのですか、そこを伺いたいと思います。

○長尾施設整備課長

まず、このタイミングで太陽光発電設備の設置を進める理由というところですが、国としても、カーボンハーフ、カーボンニュートラルといったところに対して、まず自治体で率先して、環境に優しい、創エネであるとか省エネを進めるというところを求めておりましたので、その中で、既存施設の屋上等に太陽光発電パネルを設置するというところで、今回のこみゆにていぶらざ八潮が既存施設に設置するところでは第一弾ということで着手するところです。

また、発電容量につきましては、予定で55キロワットと書いております。こちらは、こみゆにていぶらざ八潮で使う電力量に対して、全てを賅うというところまでにはいかないのですけれども、うまく発電すれば2割程度は賅えるところと試算しております。

また、太陽光発電設備のコストのお話かと思いますが、こちらのコストとしては、施設にも、施工環境とかにもよりますので、実際の工事というところという高いところもあれば安いところもあるのですが、太陽光発電パネルを設置し始めた当初よりは、パネル自体の発電する能力も上がっておりますので、そういった意味では、コストに対して得られる効力というのはどんどん高まっているところでは。

○石田（ち）委員

ありがとうございます。ゼロカーボンというところで、太陽光パネルをさらに増やしていくということだと思うのですけれども、今、既存施設では初めてというお話だったかと思うのですが、たしか前も、こういう太陽光パネルを設置していくに当たっての検討会みたいなものが、すみません、すごくろ覚えで。要はこういう施設に太陽光パネルを設置していくというのを計画的に進めていくというところでは、既存施設では、検討段階なのでしょうけれども、年に1か所とか、どのぐらいのペースで進め

ていけそうな見込みが立っているのか、伺いたいと思います。

○長尾施設整備課長

検討会といいますか、まず、既存の区有施設に対して太陽光発電パネルを置くことができるかどうかというところの調査を令和4年度にしたというところがございます。その中で、パネルを置くための屋上のスペースがそもそも空いているかとか、パネルを置くに当たって、その重さに既存の建物が耐えられるのかどうかとか、設置することでどの程度の発電効果が見込めるのか、そういったところなどを複合的に検証した上で、既存施設に置いていくところの候補としてはピックアップしております。

その中で、まずは例えば避難所指定を受けている施設であるとか、できるだけ発電効果が高そうなどころであるとか、そういったところを優先して進めていくというところで現在は計画をしております。

○こしば委員長

ほかにご発言は。

○西本委員

太陽光の設備を搭載していくというのは、省エネも含めていいのかなと思うのですが、問題になっているのは、これ、故障したらどうするのか、それから耐用年数もあると思うのです。それはどう考えていますか。だから、採用しても、長期でしたら結構予算がかかってしまうかということがあり得ると思うのですが、それはどう考えられていますか。

○長尾施設整備課長

まず、設置した設備については、一定の保証期間がございますので、その保証期間内であれば、そういった保証を使って修理をするというところがあります。また、耐用年数というところなのですが、20年程度とは言われていますが、施設側の話を聞いている限りでは、故障した事例というのは今のところないということです。

発電効率についても、年に1回程度、清掃するとか、場所によっては落ち葉とかほこりとかがたまったりというところもあるので、そういったところへ行ってメンテナンスしてあげることで、ちゃんと効果も出ているというところで聞いております。また、定期的にそのパネルの目視確認ですね、異常がないかというところも確認はしておりますので、それでうまく使えているところです。

また、先ほど目安として20年というお話をしましたけれども、建物として一定期間使う見込みがあるところにまず設置するというところ、建物を壊す予定があるのにつけても意味がないので、そこら辺はちゃんと見た上で、設置計画はしているところです。

○西本委員

故障はあまりないということなのですが、今問題になっているのは、撤去した後の処分ですね。処分するところがないということが今大きな問題になっていて、だから、トータル的にいったときに、省エネでこれを採用するのはいいのだけれども、処分という、耐用年数があるわけだから、当然変えなければいけない、だけど、これ、処分の仕方が、お金が逆にかかってしまう、逆に省エネでなくなってしまうという側面もあるということで、今、社会問題になっているのですけれども、その辺はどう考えられますか。

○長尾施設整備課長

処分に関する課題というところは、国や都のほうでも話題になっているといいますか、課題として挙がっているところは認識しております。東京都はたしか処分に関して、メーカーに対して義務化というか、そこをセットで販売する、開発するというところが義務づけられていたかと思いますので、今後そ

ういったところの動きも注視しながら、設置・更新というところは進めていきたいと考えています。

○西本委員

やはり心配なのは、太陽光パネルの処分について、社会問題になっていて、だから今、東京都が進めようとしているとありましたが、今後、品川区も太陽光パネルを採用するケースは増えてくると思うのです。新しい建物とか、庁舎でもすると思うのです。そういった場合に、やはりメンテナンスと、それから処分をするときの取り交わしというか、ルールづくりを事前にきちんとしておかないと、処分できなくて、これどうするのという話になってしまうことのないように、今から十分に進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○こしば委員長

ほかに。

○新妻副委員長

ご説明ありがとうございます。既存施設では第一号ということで、例えばエコルとごしでは、新たな施設ということで、エコルとごしの屋上にもたしかついていたかなと思います。キッチンカーとかにも活用されているということも聞いたことがありました。

それで、こみゆにていぶらぎの屋上に設置されると。既にここは閉鎖されているので、ここの活用というのは区民の方がしているわけではないのですが、今後、太陽光パネルが設置されるということでは、ここの屋上はもう閉鎖されてしまうというか、誰かがここを活用するという方向性はなくなってしまうということでもよろしいのでしょうか。

○長尾施設整備課長

今回、既存施設の屋上ほぼ全面に太陽光パネルや、それから伸びてくる電線などを敷設する計画となっております、こちらを区民に一般開放するようなお話というのは、今のところ所管課からは聞いておりません。

○新妻副委員長

ありがとうございます。

少し話は変わりますが、ウェルビーイング・SDGs推進ファンド事業の中で、こみゆにていぶらぎ八潮を活用して、みんなの食育というNPO法人が、ここに畑をつくったり、今、様々展開がされているかと思います。

たまたま畑を耕している事業者の方にお話を伺ったら、屋上でも十分にできるのだよという、そんなお話があって、畑は地べただけではなくて屋上でも、ここの庁舎でもやっていますけれども、何かそんな話があったので、より多くの食物を育てるのに屋上を活用できるのかなというのもあったのですけれども、今のお話を伺うと、残念ながら、太陽光パネルを設置されるということでは、この屋上の活用はないということは確認ができました。

今後、太陽光発電を、蓄電もしていく、こみゆにていぶらぎの中でも活用していく中で、様々なこういうファンド事業に認定された方もいらっしゃるし、そういうところにもぜひ活用ができるような仕組みも、部屋の中の電気ですらというだけではなくて、何か工夫をした、そういう活用の仕方もぜひご検討いただきたい、すみません、所管が違うと思いますけれども、要望だけして、終わりたいと思います。

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了します。

(9) 固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続について

〇こしば委員長

次に、(9)固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

〇吉野税務課長

私からは、固定資産税および都市計画税の軽減措置の継続についてご報告いたします。

この件につきましては、令和6年請願第10号および第11号「固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願」が提出され、昨年9月24日、第3回定例会中の総務委員会の審査の後、10月25日の本会議において、都知事宛てに軽減措置の継続を求める意見書が議決され、提出されたものでございます。このたび東京都より軽減措置の継続の公表がございましたので、ご報告いたします。配付資料をご覧ください。

最初に、項番1になります。本年1月31日に、東京都におきまして、令和7年度につきましても軽減措置を継続する旨の公表がございました。

次に、項番2では、軽減措置の内容を記載しております。

(1) 小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置について、面積200㎡までの部分を2分の1に軽減するものでございます。

(2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置について、面積400㎡以下の土地のうち200㎡までの部分を2割減免するものでございます。

(3) 商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置につきましては、負担水準が65%を超える商業地等につきまして、65%に相当する税額まで軽減するものでございます。

なお、項番2の(1)と(3)につきましては、令和7年度第1回都議会定例会に東京都都税条例改正案を提出するものとされております。

〇こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

〇西本委員

これは継続ということなのですから、この2番の内容というのは、今までやっていたものをそのまま継続しますということでもよろしいですね。何かプラスアルファでよくなっているということではなくて、そのままということでもよろしいですか。

〇吉野税務課長

委員のご認識のとおりでございます。

〇須貝委員

毎年申し上げることですが、毎年、継続についてお話をお聞きしますが、ぜひ恒久化してもらうように、今、東京都には莫大な固定資産税が入っているということと、それも年々増えていきますよね、マンションの高層化に伴って。今ここでやらないと、また毎年ずっと続くことになるので、東京都に収入が入る、莫大な金額が入る今のうちに何とか解決していただけるように、特に副区長には動くようによろしくお願ひしたいと思います。

〇こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時04分休憩

○午後1時05分再開

○こしば委員長

ただいまより総務委員会を再開いたします。

(10) 非核平和都市品川宣言40周年記念事業について

○こしば委員長

続きまして、(10)非核平和都市品川宣言40周年記念事業についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○勝亦総務課長

それでは私より、非核平和都市品川宣言40周年記念事業についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。

非核平和都市品川宣言の制定から今年度で40周年に当たります。宣言の趣旨でございます核兵器廃絶と恒久平和確立の精神を広く区民にお伝えしていくために、40周年を記念した記念事業を実施するものでございます。

「1. 非核平和都市品川宣言40周年記念式典」でございます。式典のほう、日時は令和7年3月23日日曜日13時半より、きゅりあん1階小ホールにて開催いたします。内容といたしましては、第1部に講演会、児童文学作家の指田和様をお迎えしまして、「絵本が伝える平和～『ヒロシマ消えたかぞく』のあしあと～」ということでご講演をいただきます。この『ヒロシマ消えたかぞく』という本でございすけれども、2020年の青少年読書感想文全国コンクールの課題図書となっているものでございます。

また、第2部といたしまして、②でございます、今年度広島・長崎平和使節派遣生による成果報告会を、講師の指田和さんを交えて、させていただきたいと考えてございます。

項番2でございます。併せまして非核平和パネル展も開催してまいります。開催スケジュールといたしましては記載のとおりでございますけれども、2月14日から品川図書館、2月25日から荏原文化センター、こちらでは最終日にワークショップも開催する予定でございます。3月6日からは、戸越銀座商店街、それから3月12日から品川区役所で開催してまいります。

また、先ほど申し上げました荏原文化センターでは、最終日3月1日に午前・午後と2回にわたります。こちらも40周年記念式典の講演会でご講演いただく指田和様のご指導の下、平和への祈りを込めたひな人形づくりのワークショップを行います。区内在住か在学の小学生の方と保護者の方それぞれ20組、午前・午後で合計40組を定員といたしまして開催する予定となっております。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○石田（ち）委員

非核平和都市品川宣言40周年記念事業ということで、今説明にもありましたけれども、核兵器廃絶

と恒久平和確立の精神を広く区民に普及していくためということで、昨日も請願審査がありました。この精神でいくなれば、ぜひ核兵器禁止条約の批准というのは改めて言うておきたいと思うのですが、それで、今回、被団協がノーベル平和賞を受賞されているのですが、そういうことも盛り込むことは、今からは難しいでしょうか。このパネル展だけでも、受賞の旨を示すものができないかなど。今後に向けてもなのですけれども、被団協のノーベル平和賞というところではやはり大きなことだと思うので、そこら辺はどうお考えでしょうか。

○勝亦総務課長

被団協との関わりと申しますか、ノーベル平和賞を受賞されたというところでございます。ノーベル平和賞の受賞が12月だったということで、やはり3月の事業の準備には間に合わなかったというのが実情でございます。

ただ、来年度は戦争終結から80年というまた節目の年でございます。そういった中で、今後、被団協とどのような形でご協力というか連携ができるか、それは考えてまいりたいと思っています。

○こしば委員長

ほかにご発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(11) 「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の改訂について

○こしば委員長

次に、(11)「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の改訂についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○石井コンプライアンス推進担当課長

私から、「品川区いじめ防止対策推進基本方針」の改訂についてご説明いたします。お手元に配付の資料および品川区いじめ防止対策推進基本方針に沿って説明させていただきたいと思います。

5月13日の総務委員会では、5月1日付の改訂内容についてご報告させていただきました。今般、令和6年8月30日に、国のほうで「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、こちら当初制定は平成29年だったのですけれども、こちらが改訂されました。今回、国のほうでも結構大きな改訂がされていて、ガイドラインの中でかなりページ数も増えてたりですとか、主に重大事態の発生を防ぐための未然防止や、学校における平時からの取組ですとか、あとは重大事態の調査が生じた場合の調査の方法等についての記載が増えたところでございます。

こうしたことを契機に、改めまして品川区のいじめ防止対策推進基本方針も、いじめの防止に係る関係主体が、いじめ防止対策推進法ですとか、国のいじめの防止等のための基本的な方針ですとか、今回改訂となったガイドラインの趣旨や内容を十分に踏まえて、いじめを重大化させない取組を進めるとともに、重大事態に対して迅速かつ適切に対処できるよう、これまで以上にいじめの防止等に係る基本的な方針について効果的な運用を図る必要があると考え、今回改訂に至ったものでございます。

主な改訂内容について、いじめ防止対策推進基本方針のページも踏まえながらご説明させていただきます。

まず、方針の1ページおめくりいただきまして、目次のところでございます。これまでは10項目に

ついて記載するのみでしたけれども、大きく章立てにしまして、基本的な構成で、基本的な事項と、いじめへの取組、重大事態への対処、その他参考事項ということで、体系立てて書いております。

3ページ目からは「基本的な事項」として、区におけるいじめ防止等に向けた共通事項ですとか、条例に定める概念、関係主体の責務・役割等、基本的なところを書いております。

続きまして、6ページ以降ですけれども、国の基本方針ですとか、学校、区教育委員会、区長部局の取組を踏まえた上で、いじめの構造やいじめの防止等に係る基本的な考え方ですとか、いじめを深刻化させる要因なども、今年度の取組を踏まえて記載を増やしております。

今回5月13日の審議のところでもありましたけれども、例えばいじめの解消のところ、区長部局のみそれが書いてあって学校のところは書いていないとか、そういった議論もありました。様々なご指摘を踏まえた上で、第1章の部分では、学校、教育委員会、区長部局それぞれが、いじめのことに対する基本的な認識をこの章で持つのだということで記載しております。

続きまして、12ページより、「第2章 いじめへの取組」となっておりますけれども、児童・生徒を取り巻く関係主体によるいじめ事案の対応体制などについての記載をしております。

第2章については、まず第1節のところで「区におけるいじめ事案への対応体制」というところを書いておりますけれども、13ページからは「学校における取組」、19ページからは「区教育委員会における取組」、22ページからは「区長部局における取組」といった形で、各セクションごとの個別の取組について記載をしております。

続きまして、27ページからは「重大事態への対処」ということで、学校および区教育委員会が重大事態に至る前の段階で迅速かつ適切に対応できるような取組としては、きちんとまず重大事態に対しての理解を深めることであるということで、相互連携体制ですとか平時からの備えについての明記をしております。

32ページからは、実際に重大事態が発生した場合にどのような形で調査をしていくか、その調査の項目はどういうものなのか、そして区長部局が再調査をしなければならない場合についてはどういふものなのか、これは国のガイドラインに書いてあることを盛り込んだ形で記載しております。

35ページ、36ページは、「いじめの認知およびいじめ重大事態の認定フロー」ですとか「いじめ重大事態の対応フロー」ということで記載させていただきました。

これらの変更を踏まえて、区長部局および教育委員会の決定を経て、1月29日に改訂を行ったものとなっております。

○こしば委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○石田(ち)委員

今回の基本方針は、結構大きな改訂という形なのかなと思います。

それで、私たちもこの間、いじめによる大変な事態が起きた際から、いじめの禁止と8ページに書いてあるのですけれども、禁止というものを掲げると、より子どもたちは、いじめを隠し、そして陰湿化していくことにつながるということで、もうちょっと違う表現、禁止ではなく、しないための、起こさないための取組として様々なのはいいのですけれども、禁止をしたところで止まらないということも指摘してきましたので、そこら辺の表現がもう少しどうにかならないかなというのが一つと、私たちもずっといじめへの対応として、絶対に後回しにしないで命最優先の原則を確立させてくださいとか、さ

さいなことでも様子見せずに対応するために、教職員や保護者の情報共有を重視することや、子どもの自主的活動の比重を高めて、いじめを止める人間関係をつくること、そして被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかりと対応すること、そして被害者、家族の真相を知る権利を尊重し、学校がつかんだ情報を隠さずに示していくということを提案してきたのですけれども、これは今まで私たちは区教育委員会に提案してきたわけで、それで今回は区長部局のほうでもいじめ防止対策、「区長部局における取組」ということで示されていますけれども、区長部局に回ってくるという言い方はあれですが、一番最後に対応フローが書いてあるのですけれども、ざっくりイメージとして、どういう場合に区長部局に相談が来るような、最初から区教育委員会を飛び越えて区長部局に来ることはできなかったのでしたっけ。そこを伺いたいと思います。

○石井コンプライアンス推進担当課長

まず、いじめの禁止の表現につきましては、条例上、今、こういった形で禁止という形で書かれています。例えば禁止をすると、それを隠そうという心理的な状況が働くということに関しては、学校できちんと認知率を上げるという形で、見逃さない体制をつくるのが非常に肝要かと考えております。

また、区長部局に相談があるケースなのですけれども、本当に入り方は様々で、例えば学校にはまだ言っていないのだけれども、まず相談したいということはいじめ相談対策室に相談が入ってくるケースもございます。一方で、逆に学校には既に言っているのだけれども、なかなか対応に満足できないからどうかしてくれないかという形で入ってくることもありますので、この対応フローにつきましては、各関係主体がこれを基本としてまず知っておく必要があるという形なのですけれども、当然その事態も生じるかと思っておりますので、そこに関しては柔軟に対応できるように考えているところでございます。

○石田（ち）委員

分かりました。そうすると、最初に学校を通さずに区長部局のほうに来ることもあると。この間の実績といいますか、区長部局の相談件数といいますか、いじめの重大事態が昨年で13件で、今年も3件でしたか、そういうことだったと思うのですけれども、重大事態に至らずとも相談が来るということではないのですか。

○石井コンプライアンス推進担当課長

いじめ相談対策室につきましては、重大事態に至った後、学校調査に関して報告があったものを扱いますが、早期発見・早期対応の部分では、重大事態に至る前に来るケースのほうが圧倒的に多いです。令和6年1月に発足してから令和7年1月末までの間に、全部で68件の相談を受けております。本当に学年も様々ございまして、そういう意味では、いろいろと相談が来ている状況でございます。

○石田（ち）委員

今までで68件あると。それで、私たちもいじめでの相談等は受けているのですけれども、学校のほうでもなかなかうまく解決せず、そして区長部局に行ったというのはあまり聞かないのですけれども、この68件で、解決に至ったという言い方なのでしょうか、無事にいじめが終わったという案件はあるのでしょうか。

○石井コンプライアンス推進担当課長

まず、68件のうち、実際にはいじめと関係のないお話というものが16件ございました。それを除いた中では、まず一つ、解決といったときに、どこまでを解決とするかというのはなかなか難しいのですけれども、例えばいじめ行為がやんでいて、一定程度、いじめ行為が終わってから3か月ぐらいたって、その後どうですかというフォローアップを入れるのですが、それで解決したのが、現在45件でござ

ざいます。

あとは、対応中だったりですとか、まだ引き続きの見守り中というものがある状況でございます。

○石田（ち）委員

それで、やはりいじめる、加害がなければ被害はないというところだと思うのですが、加害者への対応まで、区長部局のほうではあるのですか。そこはどのようになっているか、伺いたいと思います。

○石井コンプライアンス推進担当課長

まず、いじめ相談対策室に入ってくるのは被害児童ですとか被害保護者からの声が一番なのですけれども、もちろん被害児童・被害保護者に寄り添いつつも、何があったのかということは知らなければなりません。その過程で加害児童にお会いすることも多々ございます。

その中で、こちらの相談員から加害児童にお話をする中で、気づきを促していくということでお話することはあります。ただ、保護者の中には、加害児童を一方向的に指導してほしいという形で申し出てくる方もいらっしゃいます。当然いじめの被害を受けると、そういった被害感情が湧いてくるので、それに対しては、加害者を指導するための場所ではないですということは申し上げます。

○石田（ち）委員

分かりました。子どもの世界の中で起こることですので、成長の過程で誰にでも起こり得る、いじめる側もいじめられる側も、だけど、それをなくしていくというところでは、学校の対応が大きくなっていくと思うのですが、区長部局のほうでもこういった対応、1年を通して68件という対応をされているというところでは、学校と連携しつつ、1件でも少なくしていくというところで、引き続きご尽力いただきたいなと思っております。

○こしば委員長

そのほかご発言はございますか。

○西本委員

そもそもなぜ総務委員会が関わっているのかなということ自体が私は不思議でならないです。今日、文教委員会のほうでも出ておりますので、当然両方でやっているのだろうと思うのですが、改めてお聞きしますが、なぜ区長部局もやるのですか。教育委員会ではないのですか。教育委員会と協力し合う、連携するというのは分かっております。でも、いじめの問題は教育委員会が中心ではないのですか。なぜ区長部局がやるのですか。それを教えてください。

○石井コンプライアンス推進担当課長

まず、委員おっしゃるとおり、教育委員会と連携してやっていくということは大前提にあり、また、いじめの解決主体というものは学校・教育委員会であるということが一義的であるということについては認識しつつ、いじめ相談対策室が出来上がった経緯としては、令和4年のいじめの重大事態の認知の遅れと、その後、きちんとした法に基づく報告ができていなかった、それによっていじめ問題調査委員会で第三者調査を凶った、そういった経緯がございました。

その中の答申書では、やはり今後の対策として、学校および教育委員会と独立して、いじめ事案を迅速に解決するために必要な資源や権限を有する組織の設置を検討するべきというところで答申をいただいております。そういった経緯も受けて、区長部局の中でこういった組織を立ち上げてまいりました。

ただ、今回、提言の中では独立したということは書いてございますけれども、連携して取り組んでいくということは必要不可欠ですので、現在においても連携をした上で取り組んでいるというところでご

ざいます。

○西本委員

その提言の発端というのは、結局令和4年度のときの問題があって、それで不備がありましたよね、だから別でやっていく組織が必要ですよと。でも、それは、きちんとやっていればよかったですのではないのですか。大本は教育委員会がいじめ対策をきちんとやっていれば、そういう提言は出てこなかったのですよね。ということは、教育委員会がきちんとやればいいいわけです。できていなかったから、できるようにすればいい話ですよ。

では何でそれを、それもやっていますと言うのでしょうか、別立てで区長部局に持ってくるといって自体が私は分からないのです。教育委員会を変えればいいい話だと思えるのです。そこはどう考えられていますか。

○石井コンプライアンス推進担当課長

やれなかったことができるようになる、これはすごく大事なことです。当時、教育委員会ができなかったという現状を踏まえて、それでやらなければならない。そのときに、当然、今、教育委員会は教育委員会で、例えばいじめのための学校の研修に物すごく力を入れてやっておりますし、その上で、法に基づくきちんとした対処についてもできつつあるというふうに見ております。

さらに、区長部局にある意味というところなのですが、当然、教育委員会は教育委員会として独立した権限を持った組織でございます。特に法律によって、教育行政に関する責任はかなり幅広で持っているというところがございます。その中で、第三者的に教育委員会の取組をチェックするという取組も区長部局にはあるのではないかなと思っています。

先ほど連携ということはありませんでしたが、その中で一種の第三者性というものは必要なのではないかなと考えております。

○西本委員

組織の強さもあると思うのです。権限というのがあるといいます。本来の姿は、いじめがあった、学校でそれが認識された、いじめ対策委員会が設置されて、検証を始めます。それが区長部局に上げられるわけです。そこで区長部局がこれは重大事態だよとこの認定化をして、重大事態という形でやると、調査委員会が立ち上がるわけではないのですか。そういう流れになっているのですよね。チェック機能がそこで働くわけです。

品川区のいじめ対策はその形をとっていないのですね。何でかという、相談室を持っているではないですか。教育委員会で相談室を持っているではないですか。両方とも同じように弁護士やら心理士やら雇っているわけです。そこでお金を使っているわけです。本来、教育委員会が責任を持ってやられていけば、そこのお金しか使わなくて済むわけではないのですか。それで、もちろん重大事態になったときに調査委員会を立ち上げなければならないとなったときには、それを立ち上げるという、それは予算が必要だと思うのです。

だけど、これを見ると、フローもそうなのですが、同じことをやっているのです。

結局、なぜ教育委員会に行かないか、HEARTSとかいろいろあるのに、学校もあるのに、なぜ行かないのか、なぜ区長部局に行ってしまうのかという大本のところをきちんと解決してあげないと、うまくいかないですよ。

教育委員会は努力されていると思います。だったら、教育委員会ですら、まずそこで解決していく。だって、教育現場の問題なのでしょう。だから教育現場のほうできちんとやっていただいて、それでな

おかつ重大事態という形になって、それで区長部局がこれは重大できちんと調査をせねばならぬという状況になったら、その上の権限を持ってやっていくということだったら分かるのです。

同じことをやって、無駄遣いでしょうと私は思うのです。その役割分担をしっかりとやってください。それをやった上で、それで権限の強さもあるわけだから、ということを整理していかないと、同じことをやっていることになる。それはどうですか。

○石井コンプライアンス推進担当課長

今、初めに委員がおっしゃった言葉について、少し補足をさせていただきます。重大事態ということで委員おっしゃっていましたが、まず、いじめが発生して、一定程度、法律の要件に定まった場合については、重大事態という形で認定をいたします。先ほど委員は、区長部局が認定とおっしゃったのですけれども、一義的に重大事態と認定するのは、学校または教育委員会になります。重大事態と認定した暁には、品川区の場合は、まず学校の中のいじめ対策委員会で認知をし、教育委員会の下で諮問される品川区いじめ対策委員会という第三者委員会で調査を行います。その調査結果の答申を受けた上で、区長に対してその結果を報告するものです。ここは法に基づく手続で、令和4年のときは、この法に基づく手続ができていなかったという状況がございます。

区長部局には役割が2つあります。まず、先ほど重大事態のプロセスの中で、教育委員会から報告が上がってきたものに対して、再調査が必要かどうか。これも国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づいた要件ですとか、調査が十分に尽くされていなかったりですとか、委員の構成が不公平だったかどうか、もしくは、当初、保護者がこういう内容を調べてほしいと言ったことが調べられていなかったですとか、そういったことについて再調査が必要かどうかを判断するのが区長部局の役割であると思います。

一方で、やはり早期発見・早期対応の取組を行うためには、もちろん教育委員会で全てそれが賄えるのであるなら理想だとは思いますが、ただ、先ほど石田ちひろ委員の質疑のときにも、答弁いたしました。学校には言えていないのだけれども、教育委員会にはまだ相談できていないのだけれどもという形で相談に来てくださっているという方もいらっしゃいます。

そういう意味では、窓口がたくさんあるということは、やはりそれだけたくさん相談の芽を拾うことができるのではないかなと考えております。

○西本委員

私、それは違うと思います。教育委員会でやらなければいけないことというのが、まず最大限やってもらわなければいけないと思います。逃げ道をつくってどうするのですか。それは逃げ道というのです。教育委員会で本来はやらなければいけないことです。学校の中でのことだから。子どもたち、児童・生徒が悩んでいる。学校に言えないのだったら、学校に言えない理由があります。そこを解決しなければいけないのです。

そして、学校に言えないから、区長部局にも同じところがあるからそっちに行けばいいよねというふうに安易な考えになっては困るのです。教育委員会でやらなければいけないでしょう。つらいかもしれないけれども、まずそこですよ。そこを教育委員会でしっかりやっていただかなければならないのです。

その上で、さらに調査が必要だったら、区長部局の権限を使って再調査をするという流れ。これは国の流れでそうなっていると思います。それでいいと思うのです。

私は、今の品川区の流れというのは、逃げ道をつくっているに過ぎないと思っています。そうなってくと、よくなることはないですよ。逃げ道をつくってしまったら。教育委員会だって、別に自分たち

がやらなくたって区長部局のほうに行ってくれればいいわ。一応情報共有はするけどねという責任転換という、責任も取りづらくなるというか、意識も低下してくるのですよ。

なので、私はもっと整理をしてもらいたいなと思っているのです。同じことをやる必要はないです。学校現場でやるべきことは学校現場でやってください。その上でどうしても学校現場で押さえられない、できなかったことに対して、区長部局がきちんと対応するという形をとればいいと思います。国の法律でそうなっているのですから。

品川区は二重でやっていますよ。これ、税金の無駄遣いだと思う。それで逃げ場をつくってしまっているから、学校も育たない、成長しない。せっかくHEARTSとかいろいろ取り組んでいたのに、ぼかかあったかもしれないけれども、でも、いじめ問題というのは、品川区は命を絶ってしまったという経験もあるのです。だからいじめ根絶宣言ができて、現場サイドも一生懸命やっていたではないですか。私はそれを活かしてほしいし、学校現場の気持ちを大切にしてほしい。

何もここに区長部局がしゃしゃり出て同じことをやる必要はない。もっと上のレベルだったら必要だと思いますけれども。それに対してはどう思いますか。

○石井コンプライアンス推進担当課長

先ほど委員がおっしゃったいじめ根絶の取組、これまで品川区が20年来取り組んできたこと、今回8ページに、いじめの根絶ということで、まさにこれ、私は区長部局の取組が始まったからこれが品川区のいじめの取組だということをもとさらに主張するつもりはございませんで、今まで品川区が脈々と積み上げてきたいじめの対応、まさにこれがいじめ根絶宣言にすごく表れていると思っております。

今回、この改訂に当たっては、区長部局の担当者と、教育委員会の担当者、それぞれがかなり膝を突き合わせて議論を行いました。これまでやってきたこと、そしてこれから手を携えてやっていくこと、それはどういうものなのか、それをこの方針に反映させようということで、るる議論を重ねてきたところでございます。

そういう意味で、これからはきちんと教育委員会と連携しながら、ただ、一定程度、中立性や独立性は保ちながら区長部局の取組を進めていくこと、これが肝要ではないかと考えております。

○西本委員

私の言いたいことは変わらないので、まず一つは、二重で仕事をしないでください。税金の無駄遣いですというのが1点。

教育現場のやっていることを尊重してください。教育現場でやらなければいけないことというのを自覚してほしい。その上で、区長部局という力も必要です。権限も必要です。

組織体制はきちりとした上で、このいじめ対策は全庁的な扱い方だけれども、主には区長部局と教育委員会ですが、取り組んでいただきたいなと思っておりますので、同じことはしないでください。

○こしば委員長

ほかにご発言はございませんか。

○須貝委員

いろいろまとめていただいてご苦労さまです。今、西本委員からもありましたけれども、本来は学校でやればそれに越したことはなかった。でも、長年、我々も学校の内部事情を聴いたり、今まで事件が発覚するまで時間がかかったことを踏まえると、学校の現場サイドで手が回らないのかなということ、ではどこに相談したらいいのかとなったときに、やはり学校内は教育委員会という話なのでしょうけれども、学校内は学校内で処理しようとする。今度、教育委員会に持っていったら、教育委員会は教

育委員会でまた処理しようとする。でも、それはあくまで我々地域で皆さんが生活しているのとはやはり違って、閉鎖的な側面が多かったと思うのです。

今回、いじめで転校したり云々ありましたけれども、本来ならもっと早く区のほうに上げてもらえればというより、第三者に見てもらえれば、もっと早く処理できたのではないかなど。それにいたたまれず、今回区長部局で、第三者的な目で子どもを見守るということになったと私は思っております。

それについて、後でお聞きしますけれども、今回この中で、すみません、ざっとしか読んでいなくて恐縮なのですが、いじめが起きた、いじめが起きたみたいだということで、それからの処理というのはかなり詳しく書いてあるのです。家庭および地域との連携、関係機関との連携、いじめはこうやって解消するのだ云々があるのですが、私たちも小さい頃、先輩と遊んでいたりと、地域の人が我々がいるところを通りかかったときに、そういういじめっぽい話があると、第三者の方または地域の先輩が割り込んできて止めたとか、そういういい指南役がいたのです。

私は思うのですけれども、子どもたちの世界の中に第三者的な人がもし常に入り込んでいけば、毎日その子たちの、1学級30人なら30人の子どもたちと、おはようとか何とかいってお話できていけば、ひょっとしたら毎日顔を合わせている人なら、子どもも、生徒・児童の皆さんも気軽に相談できる、そういう環境にあるのではないかなど。それから顔色が見えるではないですか。今日は沈んでいるな、今日はどうしたのだろうと。

そういうことを考えると、事後の処理ではなくて、何かあったなど見るのではなくて、その前に見つけられるような、またはそうならないような仕組みのほうを大事にしたほうがいいのではないかなどという気が私はするのです。

実際にいじめといっても、私たちもよく聞くのですけれども、子どもは最初、ふざけているのですよね、2人か3人で。2人か3人でふざけていて、そのうち蹴ったとか蹴っていないとか、おまえが先にやったんだ、いや、こっちが先にやられたんだとかね。そういうことを見ていると、客観的に、理性的な判断といったら恐縮ですけれども、やはり子ども同士では感情的なものが先立って冷静な判断ができない。そういうことを思うと、すぐそばにそういう第三者的な方がいれば、学校の中に1人でも2人でもそういう方が、授業中でも遊び時間でもいいのですけれども、いて、変だなと思ったらすぐ声をかけてあげる、何かおかしいなと思ったらすぐ声をかけてあげるというような仕組みづくりをしたほうがいいのではないかなど。どんどんエスカレートしていったら、もう止まらないと思うのですよね、子ども同士は。

私もたまたまあるサークルの指導者をやっていますけれども、いきなり足で蹴飛ばしたり、いきなりたたいたりするのを見かけるのですよね。聞くと、事情はそれぞれある。それぞれあるけれども、どっちがいい悪いというのはなかなか問題があって、先にあいつが俺のボールを蹴ったんだ、だから俺も蹴ってやったんだ、そのうちボールで収まらないで足が出てしまうというようなことを見ていると、そこで、ちょっと待てということで、第三者が、これはお互いに悪いねとか、何かあったら先に指導者に一言声をかけてくれと。そうすると、そこで終わるのです。

でも、これは結局、そのままずっと引きずって、1日が5日、5日が1週間、1週間が1か月、それから何か月と引きずっていってしまうわけだから、子どもとしてはもうやりようがないという環境に置かれてしまうのではないかなど思うのだよね。

そこまで行くと、誰が相談で仲介をやっても、もうどっちがどっちか分からないではないですか。やはり時がたてばたつほど。だからその前に、何とか未然防止ということにもっと力を入れたほうがいい

のではないかなと思うので、ただ、この話をする、恐らく1か月、2か月では止まらない内容なので、すよ、これ。だから、あまり突っ込めないのですけれども、それだけ難しい事案だと思うので、それをこういう総務委員会の場で話すというのも、またまとめる課によっても、これ、大変だと思うのでね。コンプライアンス委員会のほうでもどうやってまとめていいのだろう、文章化はしなければいけない、みんなに説明しなければいけない、でも、説明と実態と原因とかそういうのを考えたら、千差万別が出てくると思うのだよね。

難しいなと思うのですけれども、すみません、質問というよりは自分の持論を申し上げたのですけれども、何かちょっと見解、いや、こんなふうに考えていますというのがありましたら、教えてください。

○石井コンプライアンス推進担当課長

今、委員がおっしゃいましたとおり、そもそもいじめになればそれが一番いいと考えております。子ども同士は発達の過程にあるものなので、子ども同士のトラブルによって学ぶことも多々ございます。そういう意味で、学校というものは教育的役割から、子ども同士のトラブルなのか、これがいじめに該当するものなのか、日々日々、判断はすごく難しいところです。

そのような中で、先ほど委員がおっしゃるように、気軽に話ができて、いやいや、それはというふうに言えるような方がいるということは恐らく理想だと思います。

今回、方針の4ページのところに、条例での保護者の役割、地域住民の役割、関係機関等の役割というのをこの方針に載せさせていただいたのは、まさに第9条のところで地域住民の役割と。それぞれの地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。もちろん、それを幅広く区全体として推進していきたいというのが一番の願いでございます。

その上で、起こってしまったものに関しては、きちんと対応し、可及的速やかにお子さんの苦痛が取り除かれるような環境をつくっていく。これはまさに両輪のところで頑張っていかなければならないかなと考えております。

○須貝委員

恐らく手探りで構築していくしか方法論はないと思うので、大変だと思うのですが、なかなか地域住民の方もお忙しい、今は70歳を超えて、80歳になってもまだ働いている方もいますし、それから家庭と言われても、ご夫婦がそろって仕事をされている方もいます。本当に一人っ子という世帯もかなり多い中で、なかなか注意できる、されるという環境にもないので、大変だと思うのですけれども、できるだけきめ細かく子どもを見守れるように、大きな事故に至らないように努力していただきたいと思います。

○まつざわ委員

いじめ防止対策推進基本方針があって、私、いじめというのはなくならないと思うのです。なぜなら、大人でも、コンプライアンス違反があったりとか、パワハラがあったり、見本にならない、我々大人でもそういうことが世の中であって、では、いじめをなくせと言われても、それはなかなか難しい。

私もやはりゼロというよりも、あった事例を、ではどうすれば解決できるかというのがすごく大事で、基本方針というのは、その部分の基本的なものですごく大切なのですけれども、あるケースがあって、子どもが少し体が小さい。遊んでいます。そうすると、やはりからかわれるのです。でも、その子どもはからかわれてもそれが楽しいのです。でも、それを見た先生はいじめだと判断します。保護者を呼んで、その子どもに対して、やめなさいと。やめてくれと言いなさいと。言わないといじめられるよとい

うのです。でも、その子的にはいじめられている気持ちもないですし、それが楽しい。

これがすごく難しいなと思ったのです。でも、先生が、あなたはいじめられているから、やめろと言いなさいということが子どもにはストレスになって、それを聞いた親も、あんた何言っているのともめたケースを実際に私、目の当たりにして、間に入ったことがあるのですけれども、こういうように、基本方針があって、先生が一生懸命やってくれるのはとてもありがたいのですけれども、先生の思いと子どもの思いと、また親の思いと、三者三様で違って、でも、課題はいじめではないですか。ここの、いじめというものに三者三様、ハラスメントもそうですよね、やるほうと受けるほうの思いの、統一があればいいというのは変かもしれないけれども、それがなおさら、子どもと大人と保護者と先生とという、すごく難しいなと感じているのです。

そういった部分で、教師と保護者、また、生徒、子どもたち、そのいじめというか、コンプラ的な考え方の共有をどうやってやっていくのかなというのを聞かせてください。

○石井コンプライアンス推進担当課長

まさに今、委員がおっしゃったとおり、私も今、教育委員会がこれからいろいろやろうとしているいじめの事業などの話を聞いてみると、子どもたちの間ではまだじゃれ合っているとか、あとは、子どもの中ではいじりという言葉で今は言われるらしいですけれども、当人については傷ついていないという状況を、周りから見るといじめっぽく見えるから、これはいじめているのではないかという話もあります。

これについては、正直申し上げると、正解がないような状況です。例えば当の子で傷ついていないと言っている子どもも、本当は傷ついているかもしれない。なので、そういった行為が本当にどう映っているのかというのは、本当に子どもの話を丁寧に聞かなければならないなと思っております。

いじめ相談対策室も、例えば保護者の方からうちの子がいじめられているのですという形でお話があったとしても、まずそのお子さんが何を感じているのかというのはきちんと聞いてみないといけないなと思っております。

一方で、また学校の先生もそれをいじめと思っている、いじめとっていないということもあるので、そういったところも丁寧に解きほぐしていかなければならないなと思っております。

今日いろいろ出ている話については、やはりいじめというものをどう理解するか、法律では、児童同士に一定程度の関係があって、一方の被害を受けているほうが心身の苦痛を感じていること、これで法律上の定義はいじめになります。それもまた保護者と話をしていると、いやいや、それぐらいと思う保護者もいれば、そういう状況でなくてもいじめだと思う保護者もいらっしゃいます。

その中の普及啓発の部分はどういうふうにしていくのかというのは、まさにこれから課題として捉えているところでございます。

○こしば委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○こしば委員長

次に、予定表2、その他を議題に供します。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、配付している案のとおりでよろし

いでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こしば委員長

それでは、この案のとおり申し出ます。

(2) 委員長報告について

○こしば委員長

次に、(2)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こしば委員長

ありがとうございます。それでは正副委員長でまとめさせていただきます。

(3) その他

○こしば委員長

次に、(3)その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○こしば委員長

ないようですので、正副より1点ご案内いたします。

去る2月21日の委員長会において、議長より、所管事務調査の報告を提出していただきたい旨の依頼がありました。本委員会におきましても、これまで「SDGs推進について」および「都市ブランディング」について、それぞれ調査・研究を行ってまいりましたので、議長からの依頼のとおり、活動の現況を報告してまいりたいと考えております。

こちらの文面につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○こしば委員長

ありがとうございます。では、そのように報告させていただきます。

議長に報告する文面につきましては、後日、皆様にもお配りさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。

○午後1時54分閉会